

スペイン異端審問制度の史的展開と 司法権の時代的・地域的特質

堀江 洋文

目 次

1. スペイン異端審問所とイングランド高等宗務官裁判所	2
2. 異端審問と黒伝説	4
3. 中世異端審問からスペイン異端審問制度設立へ：コンベルソ問題	9
4. カルロス1世期の異端審問所司法権の拡大	20
5. フェリペ2世期の異端審問所とプロテスタンティズム	26
6. 異端審問所の司法手続き	30
7. ローマ教皇庁とカランサ事件	34
8. 異端審問所と世俗権力の衝突（特別法フエロとアントニオ・ペレス事件）	38
9. 異端審問所の審判過程	41
10. 異端審問所が扱う「異端」の時代的変遷	46
11. 結び	49
編集後記	58

スペイン異端審問制度は1478年から1834年まで存続したのであるが、その司法権の諸特質については、近年スペイン国内はもちろんのこと英米を中心に諸外国でも研究が進み、以前のような単に拷問と前近代的な裁判制度に象徴される存在であるとの理解からは、史的事実解明に向かって大きく踏み出していると考えてよい。しかし、不公正とも思われる長年のスペイン異端審問所に対する理解は、専門家の間では大きく改善の方向にあるが、一般の受け止め方は未だに過去に作り出された印象の域を出ていない。イベリア半島の異端審問制度に対してこのような印象が長らく払拭できないできた理由は、即ちそれだけ過去に作り出された「神話」の力が大きく且つ巧妙であったからに他ならない。16世紀後半、イングランドやネーデルランドを中心に「黒伝説」(Legenda Negra Black Legend)の反スペイン、反フェリペ2世感情が吹き荒れる中、異端審問所とその司法手続きの前近代性はプロテスタント諸国による批判の中心を占めるに至った。本稿では、そのようなスペイン異端審問所の司法権の特質を、その時代的或いは地域的側面から論じてみたい。

1. スペイン異端審問所とイングランド高等宗務官裁判所

16世紀における宗教裁判制度の前近代的性格は、無論スペインに限ったことではなく、例えば異端者に対する拷問や火刑に関しても、スペインよりも一部プロテスタント諸国においては自白強要のために使用される頻度、残忍性においてスペインを越えていたとも言える。ローマ教皇庁の異端審問に追われ、逃げ込んだカルヴァンのジュネーヴにおいても反三位一体論(著書 *De Trinitatis Erroribus*)や幼児洗礼批判の罪で火刑を宣告されたスペイン人セルヴィータス(Michael Servetus, スペイン語名 Miguel Servet)には、その刑の過酷さ故にプロテスタント諸都市からさえも批判が聞かれたことは有名な話である。¹⁾ 国家機関でもあり、同時に宗教裁判所の様相を呈するスペインの異端審問所は、国内の世俗裁判所や司教区裁判所との司法権の境界を巡って軋轢があった。魔術(brujería)、神の冒瀆、重婚、そしてバレンシアを含むアラゴン王国では男色、そして馬泥棒や馬の密輸出者(pasadores de caballos)等の案件は、異端審問所と世俗裁判所の司法権が重なり合った。²⁾ しかしこのような異端審問所と世俗裁判所の軋轢は、イベリア半島に特異な状況ではない。イングランドにおいても、1580年代にホイッ

¹⁾ T.H.L. Parker, *John Calvin: A Biography* (Philadelphia, 1975), pp. 117-23.

²⁾ E. William Monter, 'The New Social History and the Spanish Inquisition', *Journal of Social History*, vol. 17, no. 4 (summer, 1984), p.711. 馬の密輸出が異端と関連するのは、これらの馬がハカやバルバストロと言ったピレネー近くの町から、フランス・プロテスタントの牙城であるベアルン(Béarn)の業者に売られていたことから、このような異端の嫌疑がかけられたと考えられる。このため16世紀半ばに国王は、アラゴンの世俗裁判所ではなく異端審問所によるこの案件の審議を命じている。William Monter, *Frontiers of Heresy: The Spanish Inquisition from the Basque Lands to Sicily* (Cambridge, 1990), pp. 86-9. (以後 *Frontiers* と略記)

トギフト大主教によってその制度が強化された高等宗務官裁判所 (Court of High Commission 又は Ecclesiastical Commission としても知られる) の裁判権については、各方面からの批判が集中した。高等宗務官裁判所は大権裁判所 (prerogative court) の一種で、国王大権 (royal prerogative) に基づいて設置された法廷である。本来宗教的諸事に関してこの裁判所の司法権は広範囲に及んだが、その範囲が明確に定義されていたわけではなかった。聖職者や信徒に対する監督強化を目指すホイットギフトは、「統一令」(Act of Uniformity) に対するピューリタンの攻撃を封じ込めるためこの機関を利用したのである。批判の中心は、1584年5月にホイットギフトにより出された「24カ条」に向けられ、特にイングランドのコモンローの伝統に背反する「職権による宣誓」(oath ex officio) を高等宗務官裁判所や星室庁が適用したことは、被告に自己負罪 (self-incrimination) を承知で証言することを強制するもので、このような被告の権利侵害は1641年の長期議会で廃止されるまで存続することとなる。

高等宗務官裁判所に対する批判は、裁判所の存在そのものに対する批判ではなく、「職権による宣誓」や監禁等この裁判所が行使する裁判手続きの内容に集中した。裁判所自体を批判することは、エリザベス1世の大権と議会制定法に疑問を呈することを意味したからである。この点に関しては、国家機関であり国王の信認を得たスペイン異端審問所に対する批判も、裁判所そのものよりは、その裁判手続きの問題点に集中したと類似する。「職権による宣誓」は、例えばイングランド北部の高等宗務官裁判所 (Northern High Commission) においては1562年以降使われているが、法廷に召喚された被告は、罪状が明らかにされないまま、尋問に対しては正直に答えることを誓約させられる。このような尋問手続きは当初からコモンロー専門家によって、コモンローと教会法に反するものとして強い批判を浴びたのである。³⁾ 当時は良心的なピューリタン聖職者を、自己負罪やその仲間を罪に陥れる手段として「職権による宣誓」は利用されたのであるが、宣誓を拒否した者に対して高等宗務官裁判所には、法廷侮辱罪を適用して監禁する道があった。⁴⁾ 後述するようにスペインの異端審問所にも、同じように被告に対して不利な条件が幾つか課されている。当然イングランド枢密院内からも不満が噴出し、当時の政府指導者の一人であったバーリー卿 (Lord Burghley) は、スペインの異端審問と比較して「24カ条」に対し次のような批判を加えている。‘Which articles are entitled, *Apud*

³⁾ 裁判の手順は、被告が召喚される前に告発がなされ (告発書は教会法では articles と呼ばれ、原告が直接行うものを *ex officio promotio* と呼び、裁判所によってなされる告発は *ex officio mero* と称される)、その後公文信書 (letter missive) によって被告が裁判所に召喚されることとなる。G.R. Elton, *The Tudor Constitution* (Cambridge, 1965), pp. 217-8, 220.

⁴⁾ Ronald H. Fritze, ed., *Historical Dictionary of Tudor England, 1485-1603* (Westport, 1991), pp. 237-40. このようにホイットギフトの時代には、コモンローとピューリタニズムの奇妙な連携が見られる。その他に破門宣告 (excommunication) も、既決囚に対する刑罰としてではなく、被告による召喚無視 (contumacy) のような法廷侮辱に対して発せられた経緯がある。R.H. Helmholz, *The Spirit of Classical Canon Law* (Athens, Georgia; 1996), pp. 275-6.

Lamhith, May 1584, to be executed ex officio mero.&c... Which I have read, and find so curiously penned, so full of branches and circumstances, that I think the Inquisition of Spain use not so many questions to comprehend and entrap their preys.⁵⁾ 更にこの論争のもう一人の当事者であるフランシス・ノーリス (Francis Knollys) は、高等宗務官裁判所の訴訟手続きを不当に専制的であると断じ、ローマへ向かう道に足を踏み入れるものだと批判している。⁶⁾ ところで、スペイン異端審問所と同様に高等宗務官裁判所も、一般の教会裁判所のネットワークとは組織的関連を持たず、控訴審として機能することもなかった。しかし高等宗務官裁判所は、十分の一税や教会財産のような財産案件を取り扱うことは出来なかったが、あらゆる教会関連事項を独自に判定し、更に伝統的に教会裁判所の司法管轄権に属する風紀良俗に係る案件 (個人案件は除く) にまで、その権限を拡大させていったのである。⁷⁾

2. 異端審問と黒伝説

プロテスタント諸国においてスペイン異端審問所に対する悪評が広がった起源は、異端審問所が最初に組織的に関与したカトリック両王期のコンベルソ追放問題 (改宗ユダヤ人問題) ではなく、規模においては圧倒的に小さいイベリア半島におけるプロテスタント教徒迫害と、フェリペ2世期にカトリック圏の指導的役割を担わされたスペインに対するプロテスタント諸国での反発であった。異端審問で異端の嫌疑をかけられた被告を処罰する目的で1560年代に始まった異端判決宣告式アウト・デ・フェのイメージが、当時急速に発展した印刷技術によって、スペインにおけるプロテスタント信者の悲劇として取り上げられ、特にプロテスタント諸国において激しく批判を受けることとなる。異端判決宣告式には公開のもの (auto público 或いは auto

⁵⁾ Public Record Office, London (PRO) State Papers (SP) 12, 172, fo.2. 「24か条」は John Strype, *The Life and Acts of John Whitgift, D.D.* (3 vols. Oxford, 1832), III, 81-7 (Appendix IV) を参照。ホイットギフトは大主教就任時の1583年に 'Articles Touching Preachers and Other Orders for the Church' を発布し、各主教区の僧侶に対し首長令、一般祈祷書、「39か条」の受諾を強く求めている。Gonville and Caius College Cambridge MS. 197 (formerly C.M.A. 1090), fos. 166-7 及び Cambridge University Library add. 10, fo. 52r. ホイットギフトのこの Articles は、Edward Cardwell, *Synodalia: A Collection of Articles of Religion, Canons, and Proceedings of Convocations in the Province of Canterbury, from the Year 1547 to the Year 1717* (2 vols., Oxford, 1842), II, 547-9; David Wilkins, ed., *Concilia Magnae Britanniae et Hiberniae* (4 vols. London, 1737), IV, 299 及び Henry Gee and William John Hardy, eds., *Documents Illustrative of English Church History* (New York, 1896), pp. 481-4 に掲載されている。

⁶⁾ Historical Manuscripts Commission, Hatfield, III, 35-6. 勿論他方で、この裁判所に対する積極的評価も、特に原告の間で聞かれた。一般の教会裁判所での訴訟審議が時間を要し、その結果高額となったため、教会裁判所と違い罰金や監禁を課すことができ裁判のスピード化を実現させた高等宗務官裁判所は、特に裁判で勝訴した側からの絶大な支持を得た。

⁷⁾ Elton, *The Tudor Constitution*, p. 219. プロテスタント諸国、特にスイス (チューリッヒ及びジュネーヴ) の教会裁判所における風紀規制を含む司法権については、拙稿「チューリッヒ婚姻裁判所規則とジュネーヴ教会裁判所」『専修大学社会科学研究所月報』443号、1-40頁を参照されたい。

general) と非公開のもの (auto particular) があり、本稿で取り上げるのも当然前者の例である。またフォックス (John Foxe) の *Actes and Monuments* (一般には *The Book of Martyrs* として知られる) は、1567 年にハイデルベルクで二人のスペイン人プロテスタント亡命者によって出版された *Sanctae Inquisitionis Hispanicae Artes* とともに、スペイン異端審問所の「諸悪」を告発する役割を果たした。フォックスの作品は若者にも読まれ、センセーショナルな挿絵によってカトリック教会の凶悪性がビジュアルに伝えられたのだが、⁸⁾ 16 世紀以後スペインで描かれた絵画によっても、その残忍なイメージは誇張されて他国に伝達されていくこととなる。フランシスコ・リシ (Francisco Rizzi) によって描かれたプラド美術館所蔵の有名な 1680 年マドリードのマヨール広場における異端判決宣告式は、国王カルロス 2 世臨席のもとに開催されて三角帽とサンベニート (*sanbenito*) を着せられた被告も描かれているが、そこでは見世物としての一種の豪華さも感じられる。⁹⁾ それに対し、ベルナルド・ピカールが描くリスボンの宮殿広場 (トレイロ・ド・パソ、現在のコメルシオ広場) でのアウト・ダ・フェ後の火刑の様子や、ゴヤによって描かれたサンベニートを着せられた被告の挿絵及び彼の傑作『アウト・デ・フェ』の風刺は、視覚的に異端審問の残忍性と悲壮感を鮮明にさせる。実はスペイン国内では、異端判決宣告式において火刑でもって被告が裁かれることは珍しく、稀にあっても町外れでの執行が普通であった。

更にスペインとスペイン異端審問所の否定的イメージは、人為的な「黒伝説」によって西欧社会に浸透していく。スペインが異端審問制を導入しようと噂されたところには、いつも激しい反対運動が勃発した。スペイン領のイタリア諸地域、特にナポリやシチリアでの抵抗は 16 世紀の初期から中期にかけて激しさを増し、批判の矛先は、容疑者の逮捕等異端審問所の命令を単に執行する汚れ役を負わされてカスティージャ以外の地では評判の悪かったファミリアル (*familiar*) に集中したが、それはスペインへの抵抗そのものであった。¹⁰⁾ ファミリアルはス

⁸⁾ Patrick Collinson, *The Religion of Protestants: The Church in English Society 1559-1625* (Oxford, 1982), pp. 235-6.

⁹⁾ 拷問と同様に異端判決宣告式も、スペイン異端審問制度を特徴付けるものとして一般には理解されてきたが、実際は両方とも例外的出来事で、後者も時代の変遷とともに儀礼的側面が強くなり、異端審問官もその教育的側面や娯楽性を重んじるようになる。Francisco Bethencourt, *La Inquisición en la época moderna: España, Portugal, Italia, siglos XV-XIX* (Madrid, 1995), pp. 281-367. *sanbenito* は *saco bendito* の変形と言われている。

¹⁰⁾ シチリアにおいても異端審問の主要な対象はユダヤ人であり、1492 年にはスペイン本土をも上回る厳しさでユダヤ人追放を行っている。しかし地元の異端審問所の持つ特権 (*fuero*) に対する不満は大きく、1516 年にはフェルディナンドの死を機会に、地元貴族に先導された群集がスペインの統治に反発して副王 (*virrey*) の罷免と異端審問所の廃止を求め蜂起し、副王を、続いて異端審問所を襲撃している。フェリペ 2 世期後半には、司法権を巡って別の対立がシチリアにおいて表面化していた。問題は異端審問所の特権に関するもので、具体的には対立は異端審問所の役人やファミリアルが事実上の免罪特権が与えられていた事実に起因する。更に異端審問所は、自らの司法権を妨害する世俗裁判所判事を破門する権限があると主張していた。このような特権に対しては、スペイン本土はもちろんのこと特にシチリアにおいて反発が強かったが、その反対の旗手は当然世俗裁判所であり、それを支持する副王であった。1589 年にはファ

ペインの新しい異端審問制度で設けられたものではなく中世異端審問の遺産であるが、逮捕等「汚れ役」を担う世俗の官吏が必要であったことが制度創設の大きな理由である。¹¹⁾ ファミリアルは世俗の捕吏で武器の携帯を許され、国王の役人や王室裁判所による逮捕や刑罰からの免責特権を与えられていたため、志願者はいつも多数であったが、その存在自体がイタリア等カスティージャ以外の地では困った存在となっていた。¹²⁾ スペイン支配下のネーデルラントで、異端審問制度の導入が噂にのぼりそれに対する激しい抵抗運動が起きた時もそうであったが、当地でのこの制度導入に関する噂や悪評にもかかわらず、スペイン王フェリペ2世が外国の地に本気で制度の導入を計画したことはなかったと考えられる。フェリペ2世は教皇庁の認可の下で、ネーデルラントに3つの新大司教区を設置し10人の新司教を任命することで司教区の再編問題に取り掛かったのであるが、この再編そのものがスペイン流異端審問制度の導入に繋がるとの疑惑を与えた。スペインでは、ネーデルラントへの大規模介入に反対するルイ・ゴメス派が徐々に権力の中核から遠ざけられ、代わってその政敵であった介入支持派のアルバ公の権限が大きくなったことも、このような疑惑の根源にあったが、異端審問制度導入については噂を裏付ける確かな証拠はない。¹³⁾ それにもかかわらずネーデルラントやイングランドで、異端審問制度が抑圧的スペイン・カトリック王権の象徴のように「黒伝説」の中で取り上げられていった背景には、プロバガンダ戦でのスペインの敗北がその根底にあった。オラニヘ公ウィリアムの『弁明書』(*la Apología, Apology*) や、フェリペ2世との確執から最終的にイングランドに亡命したアントニオ・ペレスが著した *Relationes* は、「黒伝説」拡大に大きく寄与したのであるが、これら二国においては、実はスペインにも劣らないほどの異端や異教徒迫害の歴史を持っている。¹⁴⁾ ネーデルラント自体が独自の異端審判制度を持っていたし、イングランド

ミリアルのアントニオ・フェランテを巡ってこの対立が最も激化し、双方ともに国王フェリペ2世に上告する。フェリペ2世の回答は、シチリアの制圧のためには異端審問所の存在が必要であり、この件に関して国王は異端審問所側に立った裁断を行っているが、フェリペ2世は概して両者の妥協を考慮した判断を行うこともあった。このような場合案件は、後述の異端審問最高会議 (Suprema) とイタリア諮問会議 (Consejo de Italia) のそれぞれ2名の代表によって構成される特別な委員会 (junta) によって審議され、国王に諮問されることになっていた。Henry Charles Lea, *The Inquisition in the Spanish Dependencies* (reprint, Eugene, 2003), pp. 2-4, 10-17, 27-31; Manuel Rivero Rodríguez, 'La Inquisición Española en Sicilia (Siglos XVI a XVIII)', *Historia de la Inquisición en España y América*, eds. Joaquín Pérez Villanueva and Bartolomé Escandell Bonet (Madrid, 1984), III, 1042.

¹¹⁾ Gonzalo Cerrillo Cruz, *Los Familiares de la Inquisición Española* (Valladolid, 2000), pp. 17, 227.

¹²⁾ Monter, *Frontiers*, pp. 61-2.

¹³⁾ ルイ・ゴメスとアルバ公の対立については、José Antonio Escudero, *Felipe II: El Rey en el Despacho* (Madrid, 2002), pp. 162-8 を参照。

¹⁴⁾ スペイン語版 *Relaciones* は、シェークスピアの長編詩の出版でも知られるリチャード・フィールドによって、外国での流通を目的に1594年に出版された。イングランド政府はペレスを、カトリックに改宗したフランスのアンリ4世が進めるスペインとの和平交渉を頓挫させるのに利用できると考えていたようである。Gustav Ungerer, *A Spaniard in Elizabethan England: The Correspondence of Antonio Pérez's Exile* (London, 1976). A.L. Rowse によるこの著書の書評は参考になる。 *The English Historical Review*, vol. 93, no. 367 (Apr., 1978), p. 441. (以後 *EHR* と略記) 特にペレスとエセックス伯やアンリ4世との親密な関係については、Martin A.S. Hume, 'Antonio Perez in Exile', *Transactions of the Royal Historical*

ではメアリー1世期のプロテスタント迫害に対して、夫のスペイン王フェリペ2世は、スペイン異端審問制度のイングランド導入を一度も提案しなかったばかりか、メアリーの迫害の激しさを抑える側に回ったとも言われている。¹⁵⁾

16世紀後半のイングランドによるスペインに対するプロパガンダ攻勢では、スペイン異端審問所が専制政治の機関車的役割を果たしていることが指摘され、新世界のスペイン支配が進む中で異端審問所はコンキスタドールの残忍性にも匹敵する存在として非難されてきた。そしてスペインで働くイングランドの商人や船員に対する異端者扱いは、その真偽はともかくもヴィクトリア朝時代の歴史家による16世紀史的描写として定着していた。¹⁶⁾「黒伝説」の影響はアメリカにも及び、『アルハンブラ物語』を著したワシントン・アーヴィン等のロマン派作家の活躍も、スペインの凋落イメージの改善には役立たなかった。抑圧的な異端審問制度のイメージは、容易に払拭することができなかつたのである。アメリカにおけるスペイン史研究の先駆的役割を果たした一人であるプレスコット(William Hickling Prescott)も、著書 *History of the Reign of Philip the Second of Spain* の中で、フェリペ2世の「偏狭な」カトリズムを代表するものとして異端審問所を挙げている。プレスコットの解釈では、中世スペインの方が自由を享受でき、異端審問制度はこのような過去の自由を踏み潰す役割を果たしたとまで断定する。また4巻のスペイン異端審問史で知られるヘンリー・チャールズ・リーも、異端審問所がスペインを停滞に追い込んだとしている。¹⁷⁾

スペイン異端審問所の諸外国での評判は、このように極端に否定的なものであるが、スペイン国内においても特に19世紀の自由主義者は、スペイン衰退の責任の大部分を異端審問所に負わすこととなる。異端審問所が関わったコンベルソ迫害やユダヤ人追放、あるいは経済的繁栄を続けるプロテスタント諸国との断絶が、スペイン経済衰退に道を開いたとの意見もあるが、交易や産業活動を異端審問所が結果的に妨害したとの確証はどこにもない。そもそも異端審問所が関与した経済的影響力とフェリペ2世期に財政破綻を繰り返す衰退傾向にあったスペイン経済との間に、どのような関連があったのかを透視することは不可能である。異端審問所は本来国家の経済生活と直接的関係は無かつたし、既存教会や高位聖職者のように広大な土地を所

Society, New Series, vol. 8 (1894), pp. 71-107. を参照。(以後 *TRHS* と略記)

¹⁵⁾ Henry Kamen, *The Spanish Inquisition: An Historical Revision* (London, 1997), pp. 309-10. しかしイギリスのテューダー朝研究者の中には、メアリー1世期の火刑を含むプロテスタント迫害の背後には、スペインの強い影響があったと結論付ける者も多い。例えば、D.M. Loades, *The Oxford Martyrs* (London, 1970), pp. 157-8 を参照。

¹⁶⁾ Pauline Croft, 'Englishmen and the Spanish Inquisition 1558-1625', *EHR*, vol. 87, no. 343 (Apr., 1972), p. 249.

¹⁷⁾ Richard L. Kagan, 'Review: Prescott's Paradigm: American Historical Scholarship and the Decline of Spain', *The American Historical Review*, vol. 101, no. 2 (Apr., 1996), pp. 425-34 (以後 *AHR* と略記); Henry Charles Lea, 'The Decadence of Spain', *Atlantic Monthly*, 82 (1898), pp. 36-46. 米西戦争でのスペインの敗北を、プレスコットの解釈で解説したのもリーであった。

有していたわけでもない。経済的見地から異端審問所の影響を押し量ることは困難である。ユダヤ人追放にしても、それがスペインの資本主義経済を衰退させたと言い切れる確証はない。¹⁸⁾ スペイン人の間にも異端審問所に対しては賛否両論が並存したが、人々は概してその存在を是認し、その存在理由である異端の撲滅に異端審問所が専心する限りにおいて、その活動を受け入れたのである。異端審問所がその本来の職務である信仰の問題に専心し、好ましからざるキリスト教徒を罰し、その職務権限外に属する事柄に関与しない限りにおいては、その存在は是認されたのである。これまで長い歴史の中で語られてきたスペイン異端審問制度に対する印象では、スペインの津々浦々まで張り巡らされ全国一律に機械のごとく機能する異端審問制度が想像されるが、実情はそのような状況からは程遠く、特にカスティージャ以外の地域の広大な村落地域では異端審問官 (inquisidor) に遭遇することも至極まれであった。イベリア半島の隅々まで影響力を持つ制度となるためには、より広範囲に及ぶ官僚組織の構築と、世俗権力及び教会の協力、更には安定した収入が必要であったが、そのどれを取っても満足いく状況ではなかった。ファミリアルや通常地方教区司祭が勤める異端審問委員コミサリオ (comisario) のネットワークも不十分であったし、異端審問官は財政上の困難も抱えており、更に他の司法権との衝突 (特にアラゴン等の特別法 *fueros* を持つ地域において) があったことを考えると、コンベルソ、モリスコ、プロテスタント問題等が取り上げられた危機の時代はともかく、概してその存在は、これまで言われてきたような市民生活の隅々まで介入する権威的機関との印象からは程遠い。その点から言えば、国家と都市の違いはあるが、例えばカルヴァン指導下のジュネーヴ教会裁判所の方が、市民生活の風紀良俗にまで干渉し個人の日常生活に至るまで大きな影響を及ぼしていた。¹⁹⁾ 異端審問官やファミリアルは元々一般スペイン人の間でも不人気であり、カスティージャ中央部を除けば、カタルーニャやアラゴンにおいては大都市以外では審問官の存在は決して大きくなかった。基本的に異端審問所はカスティージャで生まれ、設立当初は人

¹⁸⁾ Henry Kamen, 'Confiscation in the Economy of the Spanish Inquisition', *The Economic History Review*, vol. 18, no. 3 (1965), p. 511. フェリペ2世期のスペインの国家破産に関しては、拙稿「スペイン王フェリペ2世の対外政策」『専修大学人文科学研究所月報』第215号及び Albert Lovett, 'The Castilian Bankruptcy of 1575', *Historical Journal*, 23, 4 (1980) と同著者の 'The General Settlement of 1577: An Aspect of Spanish Finance in the Early Modern Period', *Historical Journal*, 25, 1 (1982) を参照されたい。

¹⁹⁾ ジュネーヴ研究の第一人者キングドンは、ジュネーヴの教会裁判所記録から、同市の風紀・道徳活動の実態が数値的に把握できるとする。Robert M. Kingdon, 'The Control of Morals in Calvin's Geneva', *The Social History of the Reformation*, eds., Lawrence P. Buck & Jonathan W. Zophy (Columbus, 1972), pp. 3-16 及び同じ著者による *Adultery and Divorce in Calvin's Geneva* (Cambridge, Mass., 1995) を参照。教会裁判所 (consistory) は、改革派教会が主導するモラルティエの施行を委託されており、世俗機関の持つ懲罰を被告に課すことは出来なかったが、聖餐停止処分等の権限を所持し大きな影響力を持っていた。Jeffrey R. Watt, 'Calvinism, Childhood, and Education: The Evidence from the Genevan Consistory', *Sixteenth Century Journal*, vol. 33, no. 2 (summer, 2002), pp. 439-40. (以後 *SCJ* と略記)

員構成においてもカスティージャ的機関であった。²⁰⁾ しかしモンター等が指摘しているように、1570年以降は、その活動の活発さにおいてアラゴンの異端審問法廷がカスティージャの法廷を上回ったことも事実である。後述するように 1570年頃とは、1547年から異端審問長官 (inquisidor general) となったフェルナンド・デ・バルデス (Fernando de Valdés) が異端の嫌疑で訴追しようとしていたトレド大司教バルトロメ・カランサ (Bartolome Carranza) がカスティージャ異端審問所の司法管轄を離れ教皇庁での審理のためにローマに移送された時期でもあり、異端審問所の取り扱い案件自体が減少し始めた頃でもあった。²¹⁾ このような史的事実が明らかにされてきたのは、スペインにおける異端審問所研究が、特に 1975年のフランコの死後活発化し、この機関の持つ地域的及び時代的多様性が認められるに至ってからである。

3. 中世異端審問からスペイン異端審問制度設立へ：コンベルソ問題

スペイン異端審問制度の法手続きは、ローマ帝国及び中世ヨーロッパにおける法体系の発展に負う所が大きいと言われているが、その法体系の根底を形成するローマ法、例えばユスティニアヌスの『ローマ法大全』 (*Corpus iuris civilis*) において、異端審問の語源とも言うべき所謂「糾問手続き」 (inquisitio, inquisitorial procedure) は維持され、その後の世俗法、教会法の中に組み入れられていくこととなる。²²⁾ この手続きに従えば、被告は一方的、半ば強制的に自白を引き出されることとなる。しかし、糾問手続き等ローマ法や中世法体系の強い影響を認めつつも、一方でスペイン異端審問制度の法的手続きが、前者の単なる鏡像でないことも事実である。中世異端審問所とスペイン (カスティージャ) 異端審問制度は、背景にある神学理論や司法機構が類似したが (異端を偽金製造の罪や反逆罪と同じレベルの犯罪としている点や、拷問のようなローマ法やゲルマン法の概念を使用している点等)、後者が前者の単なる復古版でないことは明らかである。²³⁾ 国家機関としての性格をも併せ持つスペイン異端審問制度は組織、権限ともに中世異端審問 (Inquisición medieval o pontificia) とは異なっていたし、教皇と国王の力関係も異なり、それに加えて迫害の対象となった異端も異なっていた。正確に言えば、スペインの審問制度は国王主導型であり、制度の頂点には国王諮問会議の一つである異端審問最高会議 (El Consejo Suprema y General de la Inquisición、所謂 Suprema) が 1483年に設

²⁰⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 314-5; Monter, *Frontiers*, pp. 3-4.

²¹⁾ *Ibid.*, p.45.

²²⁾ 『ローマ法大全』は *ecclesia vivit lege romana* の精神の下でカノン法にも多大な影響を与えるのであるが、法律家やカノン法学者は刑法や刑訴法の原則を確立する場合にこの法典に大きく依拠し、例えば異端弾圧における死刑の求刑もその結果の一つである。Ricardo Juan Cavallero, *Justicia inquisitorial: El sistema de justicia criminal de la Inquisición española* (Buenos Aires, 2003), pp. 16-7.

²³⁾ José Jiménez Lozano, *Sobre Judíos, Moriscos, y Conversos: Convivencia y ruptura de las tres castas* (Valladolid, 2002), p. 83.

置された。²⁴⁾ この機関の長たる異端審問長官の権限を、アラゴン諸王国（アラゴン王国、カタルーニャ侯国、バレンシア王国）にまで拡大するため、1482年にはトルケマード（Fray Tomás Torquemada）が初代異端審問長官に任命されている。²⁵⁾ 具体的には、1486年に公布されたフェルディナンドの勅令によって、カタルーニャ侯国の異端審問所に対する、そして審問所の審問官や役人及びファミリアルに対する王権の庇護が表明され、翌年にはアラゴン王国の異端審問所機能を支持するフェルディナンドの勅令が続いている。²⁶⁾ ところで異端審問最高会議は、国王の最高助言機関であり政策決定機関でもあった国務会議（Consejo de Estado、後のカステージャ諮問会議）とは別に、財政や異端審問等に関する政策諮問を行う所謂専門諮問会議の一つであった。スプレマは財政諮問会議と同様に国務会議に次ぐ権限を持ち、本来の仕事は司法上の案件に関するものであるが、その職務範囲は上級行政諮問機関（alto órgano consultivo y administrativo）としても機能した。²⁷⁾ 異端審問所の設置によってカトリック両王は、慢性的な抗争社会に和解をもたらすことと、誕生しつつある近代国家の基礎となる最大宗教キリスト教と王権の統一を希求したとも言われている。²⁸⁾

元々スペインにはレコンキスタにもかかわらず、一般社会ではキリスト教徒、ユダヤ教徒、イスラム教徒が曲がりなりにも共存（convivencia）する伝統が存在していたが、ユダヤ人に対する差別は他のヨーロッパ諸国同様顕著に見られ、彼らはアルハマ（aljama）と呼ばれる地区に居住を制限されることもあった。²⁹⁾ 1391年の反ユダヤ暴動では、多くのユダヤ人が殺害され各地のアルハマも破壊されている。保護を受けられないユダヤ人は改宗の道を選び、改宗ユダヤ人コンベルソ問題が生み出されたのもこの時である。15世紀の初めには、ユダヤ教に対する教会、都市、王権による組織的攻撃はキリスト教への改宗者の数を急速に増大させ、その結果15世紀半ばには「ユダヤ人問題」（problema judío）は「コンベルソ問題」（problema converso）

²⁴⁾ 1483年設置説に反対する意見もある。例えば José Antonio Escudero, 'The Origin of the Suprema', *The Spanish Inquisition and the Inquisitorial Mind*, ed., Angel Alcalá (Highland Lakes, New Jersey, 1987), pp. 159-63. この書は *Inquisición española y mentalidad inquisitorial* (Barcelona, 1984) の英訳本。

²⁵⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, p. 48. 宮前安子「スペイン異端審問制度の裁判権能をめぐって」磯見辰典編『彷徨—西洋中世世界』南窓社、116-125頁。

²⁶⁾ Cerrillo Cruz, *Los Familiares de la Inquisición Española*, pp. 122-3.

²⁷⁾ Modesto-Pedro Bescós Torres, *Biografías aragonesas del Siglo de Oro: Personajes del linaje Lobera, sus afines y su relación con las grandes figuras de la época* (Zaragoza, 2004), p. 74; Francisco Javier G. Rodrigo, *Historia Verdadera de la Inquisición* (Madrid, 1877), Tomo II, 169. スペイン異端審問制度を持つ国家機関及び宗教裁判所としての二重の役割の境界を明確にすることは難しいが、1553年3月10日に下された勅令（Real Cédula）に異端審問所の権限が明示されている。'...los consejeros en lo apostólico tienen facultades de la Santa Sede; y en lo demás, del Rey.' *Ibid.*

²⁸⁾ Juan Ignacio Pulido Serrano, *Los Conversos en España y Portugal* (Madrid, 2003), pp. 34-5.

²⁹⁾ イベリア半島における寛容（tolerancia）の精神は、三宗教の共存という中世的背景に関連するが、この共存の現実には強調され過ぎたり理想化されたりする傾向がある。実際は共存時にも、時に宗教的蛮行や文化的寛容が支配することがあったし、カトリック両王期以後は、共存社会に代わって対立社会の時代を迎えることとなる。Henry Kamen, 'Toleration and Dissent in Sixteenth-Century Spain: The Alternative Tradition', *SCJ*, vol. 19, no. 1 (spring 1988), p. 4.

に取って代わられた。³⁰⁾ コンベルソには、ユダヤ教だけでなくイスラム教からの改宗者も含まれたが、彼らの子孫にもこの呼称が適用されることとなる。アビラやサモーラのように 1391 年のユダヤ人迫害の影響を殆ど受けなかった町もあったが、多くの町では、反ユダヤ暴動時の改宗によってユダヤ教社会の居住人口は大幅に減少していた。³¹⁾ 1483 年にはアルカンタラ騎士団やカラトラバ騎士団等の騎士修道会もユダヤ人やムスリムを締め出す規則を定め、サラマンカのサン・バルトロメ学寮 (Colegio Mayor) は彼らを排除する最初の教育機関となった。騎士修道会や学寮へ入ることが、その後の教会や国家機関での出世の手段であると同時に貴族の地位を得る近道になっていたことを考えると、これらの組織から排除されることは、これまで高い社会的地位を得てきたコンベルソにとっては大きな痛手であったはずである。しかし、教育機関における排除運動はそれ程大きな流れとはならなかったし、要の異端審問所でさえ排除規定が適用されたのは異端として罰せられた家族に限定されていた。「血の純潔」運動に対する反対はかなり根深いものがあったし、「血の純潔法」(estatutos de limpieza de sangre) がカノン法や国家の法、聖書、更には教会の秩序に反するとの議論は常に存在した。フェリペ 3 世のレルマ公は、殆ど何も変えなかったが本来「血の純潔法」に反対であったし、フェリペ 4 世期の指導者オリバレスは、それに対する敵対心を隠そうともしなかった。³²⁾

1478 年の異端審問制度創設時に最初に槍玉に挙げたのはコンベルソであるが、具体的にはコンベルソの間に所謂ユダヤ教的教義・風習を守る (judaizante, judaizing) 傾向があるのではないかとの疑惑である。先祖の宗教に戻ることは (relapse, relapsing) は、カノン法上棄教 (apostasía) の罪にあたり死罪が適用されていた。このような judaizante はマラーノ (marranos, 蔑称で本来は「豚」の意と言われるがその真偽は確かではない) と呼ばれ、この言葉は時にスペインにおいても使用された。³³⁾ ポルトガルでマラーノ・キリスト教徒でありながらユダヤ教の儀礼や信条を守り続けるこのような judaizante の問題は、実は初代キリスト教会発足当初のエルサレム教会でも大きく取り上げられた古い歴史を持つ問題でもあった。³⁴⁾ 実

³⁰⁾ Pulido Serrano, *Los Conversos en España y Portugal*, p. 21.

³¹⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 8-15. 三宗教の共存については、立石博高他編『スペインの歴史』昭和堂 74-82 頁に簡潔な解説がある。1391 年の暴動以前のユダヤ社会については、特に中世バルセローナの状況を描写したものとして、Elka Klein, *Jews, Christian Society, & Royal Power in Medieval Barcelona* (Ann Arbor, 2006) が最も参考になる。

³²⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 233-4, 239, 250. 確かにケイメンの議論は、「血の純潔」の影響を過小に評価する傾向があるが、その議論には史料の裏づけがあると思われる。

³³⁾ Richard L. Kagan & Abigail Dyer, eds., *Inquisitorial Inquiries, Brief Lives of Secret Jews & Other Heretics* (Baltimore, 2004), p. 12.

³⁴⁾ 新約聖書『使徒の働き』15: 1-35 を参照。ユダヤ系キリスト教徒は、異邦人も割礼を行いモーセの律法に従うべしとの主張を繰り返すが、結局エルサレムの教会会議において、この主張は否決される。他方エルサレム会議は、異邦人キリスト教徒にもユダヤ人を刺激する行為を自重することを求め、ユダヤ系及び異邦人キリスト教徒の所謂 *convivencia* を目指している。この問題は異邦人キリスト教徒がモーセの律法から自由であることを問うもので、スペインのコンベルソ問題とは同列に扱えないが、その根底にある

は 1391 年にドミニコ会修道士による説教が、先述のユダヤ人の強制洗礼とユダヤ人社会の破壊を誘発するまでは、スペインには西ヨーロッパ最大規模のユダヤ人が居住していた。コンベルソと呼ばれたこのような新キリスト教徒（異教からの改宗者、*cristiano nuevo*）については、彼らのキリスト教信仰が本来偽りのないものであるのかどうか、また洗礼後の彼らに公職や聖職を解放することの是非についてスペイン社会で大きな議論を呼ぶこととなる。³⁵⁾ 即ち、ユダヤ教からキリスト教への改宗後は、これまで閉ざされていた公職就任が是認されたからである。しかしその結果、コンベルソが単に地方都市で地位ある公職に就いていたのみならず、王室においても教会でも高位を占めていたことは、多くの反発を各地で受ける原因ともなった。コンベルソの公職追放の動きは 15 世紀半ばの「血の純潔法」によって具体化されるが、これにより彼らは公職就任前に 4 世代前まで遡っての家系図の提出を義務付けられることとなる。コンベルソの家系にないことを証明するために、家系図への関心が急速に高まったのもこの頃である。³⁶⁾ 中世の教皇異端審問所も、異端は家系の中で増殖するとの考えを持っていたが、彼らは血や相続よりは異端者の信仰に対しより深い関心を抱いていた。³⁷⁾ 1477 年にはセビージャ滞在中のカトリック両王は、同じくドミニコ会修道士の説教によって、コンベルソがモーセの律法を遵守し、ユダヤ教的信仰と生活習慣を維持していることを聞く。そこで両王は教皇シクス

問題は同じである。F.F. Bruce, *Paul: Apostle of the Heart Set Free* (Grand Rapids, 1981), pp. 183-7; F.F. Bruce, *Commentary on the Book of the Acts* (Grand Rapids, 1979), pp. 298-316.

³⁵⁾ これは所謂ユダヤ人コンベルソの文化的同化問題、或いは反対に「隠れユダヤ教」(criptojudaísmo)の問題であるが、その結論に関しては歴史家の間で合意には達していない。Cavallero, *Justicia inquisitorial*, pp. 42-4. ネタニヤフやノーマン・ロス等は、コンベルソの殆どは正統カトリック信仰を維持し、ユダヤ教徒とは互いに敵であり、スペイン異端審問所は旧キリスト教徒 (cristianos viejos) の道具であったと解釈する。Norman Ross, *Conversos, Inquisition, and the Expulsion of the Jews from Spain* (Madison, 1995); Benzion Netanyahu, *The Origins of the Inquisition in Fifteenth Century Spain* (New York, 1995). このような解釈に対する批判は、例えば Mark D. Meyerson の *AHR*, vol. 102, no. 1 (Feb., 1997), pp. 97-8 にあるロスの書に対する書評を参照。更にジョン・エドワーズ (John Edwards) は、*The Jewish Quarterly Review*, 87, nos. 3-4 (January-April, 1997), pp. 351-66 の中で、ネタニヤフとロスが異端審問所記録を殆ど使用しないでこのような結論に達していることを批判する。本来コンベルソ理解には二つの流れがあり、その一つの流れはベアー (Yitzhak [Fritz] Baer) やベイナート (Haim Beinart) 等の所謂エルサレム学派に代表される流れで、コンベルソとユダヤ人は宗教とメシア待望論により運命的に結び付けられた一つの民族であり、それ故スペインのコンベルソは隠れユダヤ人 (crypto-Jews) であったとの主張である。これに対しネタニヤフやロスは、コンベルソの「ユダヤ的性格」を認めず、彼らは実際にはユダヤ教の背教者であり純粋のキリスト教徒であったと理解する。即ちコンベルソは、不当に迫害されたユダヤ教徒ではなく、不当に迫害されたキリスト教徒であったとの理解である。ネタニヤフは異端審問所記録が史料として価値を持たない理由として、被告の匿名性や被告による反対尋問の欠如を挙げているが、それに代わってラビによる著作の史料としての重要性を強調する。エドワーズは、ネタニヤフ等のコンベルソ理解が、ユダヤ教とキリスト教の二者択一の二分法に基づいており、個人の宗教生活の複雑性を無視していると批判する。実際本稿でも紹介するように、ユダヤ教とキリスト教の間を国外滞在地や置かれた状況によって行き来するコンベルソも見られた。ネタニヤフの見解については、B. Netanyahu, *The Marranos of Spain: From the Late 14th to the Early 16th Century, according to Contemporary Hebrew Sources* (updated and expanded third edition, Ithaca and London, 1999), pp. 1-22 を参照した。

³⁶⁾ David Nirenberg, 'Mass Conversion and Genealogical Mentalities: Jews and Christians in Fifteenth-Century Spain', *Past and Present*, 174 (2002), 3-41.

³⁷⁾ Kagan, *Inquisitorial Inquiries*, p. 13.

トウス 4 世に、スペイン国内で独自に異端審問に関わる二人か三人の審問官の任命権を与えるように要請する。翌年教皇は、教書 *Exigit sinceræ devotionis affectus* によってこの要請を承認し、本来であれば教皇の異端審問官司教区の担当官が慣習的に行ってきた異端訴追の権限を、国王任命の審問官に委ねたのである。これにより、異端訴追の司法権 (*jurisdicción*) が異端審問所に委譲されたと考えて良い。³⁸⁾

こうして 1480 年ごろからコンベルソに焦点を合わせた異端審問所の活動は、1521 年まで訴追の標的をコンベルソに据えたまま推移する。1480 年からの 40 数年間が、コンベルソ迫害の頂点であったと言えよう。この約 50 年間にユダヤ教の食物規定や諸儀式を遵守するコンベルソを、異端審問所は逮捕し、火刑に送ったり或いは贖罪行為を強制したりしたのである。³⁹⁾ しかし、火刑の判決が出た場合でも、それらは既に逃亡したコンベルソに対するものが多く、しかも人形を身代わりに燃やす場合が多々あった。元々カトリック両王は、決して反ユダヤ主義者であったわけではなかったが、コンベルソ問題の解決、即ちユダヤ教のコンベルソへの影響を徹底的に排除するためには、両者の完全な分離が最良の措置であるとの結論に達したのである。異端審問所開設後の 10 年間、カトリック両王はコンベルソに潜むユダヤ教的要素を排除しようとする中でも、ユダヤ人保護を止めることはなかった。特別法フエロに基づき異端審問制度の導入に否定的であったアラゴン王国において、コンベルソと異端審問所に対する民衆の態度を一変させたのは、1485 年に一部のコンベルソがサラゴサで決行した異端審問官ペドロ・アルブエス (*Pedro Arbués*) の暗殺である。この暗殺はこれまで異端審問所に対し民衆が抱いていた否定的態度を今度はコンベルソに向けさせたということで、コンベルソにとっては大失態であった。この事件後にサラゴサのユダヤ人街 (*Judería*) が襲撃にあっている。⁴⁰⁾ ところで、ユダヤ人追放後もムデハルが宗教の自由を享受したことを考えると、カトリック両王の頭にイングランドのエリザベス 1 世期のような宗教「統一令」発布の考えがあったとは思えないが、元来悪くなかったユダヤ人の立場も、不幸にしてコンベルソ問題の影響を直接受けること

³⁸⁾ Pulido Serrano, *Los Conversos en España y Portugal*, pp. 31-2. しかし、異端審問所関連の任命権は法手続き上は王権に属し、確かにフェルディナンド同様カルロス 1 世も権限を行使しようとしたが、それ程強い決意で任命権行使を行おうと臨んだわけではない。そのため、正式に権限が委譲されたわけではないが、事実上任命権は異端審問長官 (あまり確かではない異端審問最高会議の協力の下) に委ねられたと言えよう。フェリペ 2 世は任命権の行使に介入することはなく、事実上異端審問長官に全てを委ねている。Henry Charles Lea, *A History of the Inquisition of Spain* (New York, 1906~8) 4 vols., I, 298-9 (以後 *History* と略記)。

³⁹⁾ 逮捕者の多くは女性であったが、これは食物規定等ユダヤ教 (特に旧約聖書の申命記とレビ記) には家庭、家事に直結する規定が多くあることと関係する。Renée Levine Melammed, *Heretics or Daughters of Israel? The Crypto-Jewish Women of Castile* (New York, 1998) を参照。

⁴⁰⁾ Monter, *Frontiers*, pp. 10-2; E.N. Adler, 'Lea on the Inquisition of Spain and Herein of Spanish and Portuguese Jews and Marranos', *The Jewish Quarterly Review*, vol. 20, no. 3 (Apr., 1908) pp. 534-5.

となる。⁴¹⁾ 1492年3月にカトリック両王によって発せられたユダヤ人追放令は、ユダヤ人とコンベルソの分離のための最善策として採られた政策で、カスティージャ及びアラゴンのユダヤ人に、国外退去かキリスト教の洗礼のどちらかの選択を強いるものであった。⁴²⁾ ユダヤ人追放令発布の背景としては、宗教的統一の実現による政治的統一の確保という中央集権的、ナショナリズム的傾向があったとする考えの他に、カトリック両王とカスティージャの都市寡頭政治との間に何らかの同盟が存在したことを挙げる研究者もいる。1475年に始まったカスティージャの継承戦争で、後者がカトリック両王を支援しポルトガルのアルフォンソ5世と戦ったことや、1481年から92年まで続くグラナダ戦争でも両王が市からの支援に頼ったことで、その返礼として両王が都市寡頭勢力に政治的譲歩をすることは当然のことと考えられた。都市寡頭勢力が更に権力を掌握するためには、国王の役人たるコレヒドール (*corregidor*) や、国王の勅許状を得て都市寡頭勢力の支配から自由であったユダヤ人の力を削ぐ必要があった。そのような状況下で生まれたのが追放令であったというのである。⁴³⁾ もちろん現在の史的解釈とは異なるが15世紀末の歴史記述では、ベルナルデス (*Andrés Bernaldez*) の著書『カトリック両王統治期回顧』(*Memorias del reinado de los Reyes Católicos*) に代表されるように、1492年のユダヤ人追放にいたる経緯を、キリスト教目的論の立場から神の摂理として捉える傾向も見られる。神の摂理を強調することで、カトリック両王の弁護者達は、反ユダヤ主義の制度化を正当化して王位継承後間もない両王の統治の正当性をも主張したのである。⁴⁴⁾

ユダヤ教徒とコンベルソの関係も微妙であった。当初ユダヤ教徒達は、コンベルソが心からのキリスト教への改宗者ではなく改宗は強制されたものとみなしていたが、時と共にコンベルソを背教者と考えようになり、異端審問当局のコンベルソ訴追の動きに協力する者も現れた。ユダヤ教徒自身は、異端審問所の司法管轄権の及ばない範囲に位置していたからである。しかし今回の追放令の文言では、ユダヤ教徒がコンベルソと接触することによって後者が持つカトリック信仰に多大な悪影響を与えることを憂慮している。ユダヤ人追放の提案は異端審問所から出たものであるが、アラゴンの追放令には、カスティージャの文言には見られない悪意ある反ユダヤ主義の臭いが嗅ぎ取れる。全財産を失うことを恐れて洗礼を選択するユダヤ人もあつ

⁴¹⁾ ユダヤ人とムスリムの追放や異端審問所を使って教会からユダヤ教的信仰・実践を除去しようとする動きの背景に、スペインを一つの宗教で統一しキリスト教社会の *uniformity* と政治的統一を求める明確な意図がこの時期カトリック両王にあったとする考え方もある。J.H. Edwards, 'Religious Belief and Social Conformity: The "Converso" Problem in Late-Medieval Córdoba', *TRHS*, 5th Series, vol. 31 (1981), p. 122; J.N. Hillgarth, *Spanish Kingdoms, 1250-1516* (Oxford, 1978), vol. 2.

⁴²⁾ コンベルソの健全なキリスト教徒的要素を守り彼等をユダヤ教徒から分離することが、異端審問所設立の主要目的であったとの説もある。Stephen H. Haliczer, 'The Castilian Urban Patriciate and the Jewish Expulsions of 1480-92', *AHR*, vol. 78, no. 1 (Feb., 1973), p. 57.

⁴³⁾ *Ibid.*, pp. 36-7.

⁴⁴⁾ E. Michael Gerli, 'Social Crisis and Conversion: Apostasy and Inquisition in the Chronicles of Fernando del Pulgar and Andrés Bernaldes', *Hispanic Review*, vol. 70, no. 2 (Spring, 2002). pp. 150-1.

たが、当初は多くのユダヤ人が国外退去を選択する。亡命した改宗ユダヤ人の中には、キリスト教徒として残りたいが、異端審問所の不当な扱いから逃れるために他のキリスト教国で安全を見出そうとする者もいた。それ故、何年にも渡って行われてきたコンベルソの亡命は、ユダヤ人の国外退去と同一視されるべきでなく、1492年の出来事とは区別して考えられるべきである。⁴⁵⁾ カスティージャのユダヤ人達は、追放令後に近隣のナバラやポルトガルへ移り住む者が多かったが、両国ともその約5年後にはユダヤ人に改宗を強制するようになり、移住の扉を閉ざすこととなる。⁴⁶⁾ アラゴンのユダヤ人の中には、元々アラゴンと関係の深いイタリアに移り住み、ユダヤ人コミュニティーを形成する者も多かった。北アフリカへの移住者は、多くが当地でも激しい迫害に遭遇したと言われている。セファルディーのコミュニティー作りに最も成功したと言われるのは、サロニカ（テサロニキ）やイスタンブル、イズミール等オスマン帝国下の諸都市に逃げ込んだユダヤ人と、ポルトガル経由でアムステルダムに向かったユダヤ人であった。⁴⁷⁾ そのためユダヤ人追放は経済的にスペインに損失を与え、オスマン帝国を利したと言われるのも尤もなことである。しかし、実際にセファルディーのこのような動きが見られるのは、もっと後の時代になってからである。異端審問制度に関する初期の訴訟記録の殆どが失われている中で、どれだけのコンベルソが逮捕され火刑に送られたかを確定することは難しい。また国外追放の道を選んだユダヤ人の数も正確には知りえない。その数は15万人とも40万人とも言われている。⁴⁸⁾ また、海外に逃れたコンベルソの中には、亡命地を転々とする過程で宗教的アイデンティティーを変えるものも多く、当地のユダヤ社会での交流でユダヤ教的風習を受け入れるコンベルソも多くいた。⁴⁹⁾ ところでヘンリー・ケイメンの示す追放の道を選んだユダヤ人の数値は、他の学者よりもその数を低く見積もり、追放がスペイン社会に与えた影響を過小に評価する傾向がある。もちろんケイメンも認めるように、犠牲者の数は一般に信じられてきたよりは少なかったかも知れないものの、コンベルソ等直接影響を受けた少数者の社会にとって、迫害の衝撃は計り知れないものがあつた。コンベルソは行政組織においても重要な地位を占めてきた故に、迫害や国外移民によって彼らを失うことは、バルセローナ等コンベルソが全体の人口に占める割合の比較的大きい地域にとっては大きな痛手であつた。その意味では、

⁴⁵⁾ Henry Kamen, 'The Mediterranean and the Expulsion of Spanish Jews in 1492', *Past and Present*, no. 119 (May, 1988), p. 50.

⁴⁶⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 16-24.

⁴⁷⁾ Frederick M. Schweitzer, *A History of the Jews since the First Century A.D.* (New York, 1972), p. 132; エリー・ケドゥリー『スペインのユダヤ人』関哲行他訳、32-33頁。アムステルダムのユダヤ歴史博物館 (Joods Historisch Museum) では、セファルディーの移動の状況がパネルや史料で詳細に説明されている。

⁴⁸⁾ ヘンリー・リーの見積もりは15万未満とより控えめであるが、彼は追放者の数値を出すことは本来不可能であると考えている。Adler, 'Lea on the Inquisition of Spain', p. 522.

⁴⁹⁾ Kagan, *Inquisitorial Inquiries*, pp. 21-35.

1480年からのコンベルソの迫害は、後のより劇的なユダヤ人追放より、スペイン社会に与える影響は大きかったと言えよう。ところでコンベルソの裁判に関しては、彼らのユダヤ教信仰の所持とその実践を異端審問所が直接確認することは稀であった。審問所に引き出されたコンベルソの多くは、厳密な証拠に基づくものではなく、噂や隣人のゴシップ、個人的恨みによるものであった。訴えの中には同じ家族によるものもあったが、本人不在のままでの訴えもあった。更に異端審問所設立当初は、審問官も法律家としての訓練をあまり受けておらず、しかもユダヤ教の慣習に関する知識も十分に持ち合わせているとは言えなかった。⁵⁰⁾

教皇の異端審問官を置いていたアラゴン王国と異なり、元々このような中世以来の異端審問制度を持たず、大司教や司教による既存制度による異端訴追の努力で十分と考えられていたカスティージャでは、自分の司教区に限定された司法管轄権しか持たない司教だけでは、各地に点在するコンベルソ問題に対応することは困難となっていた。上記の教書によって教皇に代わってその任命権がカトリック両王に与えられたスペインの異端審問官は、その結果大きな権限を持つこととなるが、審問官の直接的権威と司法権は教皇によって付与されるものの、実際には政治的にもスペイン王権に従属する存在であった。本来異端審問官の任命だけでなく司教や修道会長の任命についても、国王が指名し教皇が承認するというプロセスが一般化していたので、異端審問官の任命手順も特に新しいものではなかったが、中世以来の教皇異端審問官 (inquisidor pontificio, pontifical inquisitor) と比べ、国王に忠誠を誓い国家機関の一部とも考えられたスペイン異端審問官は国王寄りの役職となっていたことは否めない。シクストゥス4世もこのような状況の「是正」に向けて国王フェルディナンドと交渉し、異端審問官を司教の管轄下に置こうとするが、フェルディナンドの主張は通り、スペイン国王の異端審問制度に対する絶大な権限と役割は維持されることとなる。⁵¹⁾ 聖職叙任権をめぐる俗権と教権の軋轢は、中世以降ヨーロッパ各地で見られた現象であるが、スペイン異端審問官は国家機関の一員でもある点で、これまでの任命権論争とは本質的に違っていたと言えよう。⁵²⁾ 前述の異端審問最高会議も専門諮問会議としては、設立当初からかなりの独立性と権威を与えられていた。⁵³⁾ このように王権が大きな司法権限を持っていた点において、スペイン異端審問制は1232年に始ま

⁵⁰⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 60-3.

⁵¹⁾ Juan Meseguer Fernández, 'El período fundacional (1478-1517)', *Historia de la Inquisición en España y América*, I, 300-6.

⁵²⁾ Lu Ann Homza, ed., *The Spanish Inquisition, 1478-1614: An Anthology of Sources* (Indianapolis, 2006), pp. xv-xvii.

⁵³⁾ Henry Kamen, *Spain 1469-1714* (London, 1983), p. 28. 別の見方をすれば、異端審問最高会議は教会の司法権と国家（王権）の司法権の両方を持ち合わせていたとも考えられ、その事実からして最高会議の設立当初から問題を抱えた司法権であった。そしてこの最高会議は、管区異端審問所を含めた全ての異端審問制度の上級裁判所としても機能した。R. López Vela, 'Las estructuras administrativas', *Historia de la Inquisición en España y América*, II, 126.

る中世の教皇異端審問とは、明確に区別して考えられるべきである。カトリック両王の下で、異端追及の機関が教会から国王政府に移ったとも解釈できる。⁵⁴⁾

発足当初の異端審問官の勤務地域に関する情報や、異端審問の位階制度がどのように形成されたかについての知識は極めて乏しいが、最初は例えばイングランドの国王裁判所がそうであったように、国王政府の一機関としての異端審問所も巡回裁判の様式をとっていたようである。その後しばらくして、効果的な裁判制度の確立のためには、都市にその基盤を置く必要が認識されるに至る。しかし、それぞれの地域の初期異端審問所が、裁判所として機能していたのか、単なる異端審問官の巡回であったのかを見極めることは難しい。1480年から1504年の間にスペイン南部では、セビージャ、コルドバ、ハエン、カディス、ヘレス、グラナダに異端審問所は設置され、新カスティージャ地方でも審問所は、シウダド・レアルを吸収したトレドと、シグエンサの審問所機能を併合したクエンカに置かれている。その他、エストウラマドゥーラのジェレーナやイベリア半島南東部の都市ムルシア、或いは旧カスティージャのメディナ・デル・カンポやバジャドリードにも置かれている。また、異端審問所が設置されたのか審問官が巡回しただけなのかは明確ではないが、アビラ、ブルゴス、カラオラ、レオン、バレンシアといった司教管区にも異端審問所が設立されており、時に司法管轄権を巡って異端審問所と司教区が争うこともあった。また、異端審問管区 (*distritos inquisitoriales*) と司教管区との中心が同じ場所に存在することもあった。しかし一般的には、異端審問管区の管轄範囲は司教区や政治的領域と常に一致していたわけではない。このような明らかな不一致は言わば意図的であり、異端審問所の効率を保障することを主要目的に、最も合理的に管区の線引きがされたと理解できる。⁵⁵⁾ ところで、必要がないと認められた異端審問所は廃止または統合の憂き目に会い、また逆にカナリア諸島のラス・パルマスやサンティアゴ・デ・コンポステラのように、もう少し後になって審問所設置が決められる場合もあった。カスティージャに比べ、アラゴン王国での異端審問所設立は困難を極めた。アラゴン王国は、アラゴンの他にカタルーニャ、バレンシアをも含み、近世の異端審問所のようなカスティージャ発祥の機関の導入を特別法 *fueros* によって頑なに拒否していた。更にアラゴン王国では、慣例として異端審問官は教皇或いはドミニコ修道会の院長によって任命されてきており、教皇異端審問制度の伝統を受け継いでいるため、カスティージャの異端審問制度には特に反発が強かった。⁵⁶⁾ 過去2世紀にわたって教皇の

⁵⁴⁾ Adler, 'Lea on the Inquisition of Spain', p. 511.

⁵⁵⁾ Joseph Pérez, *Breve Historia de la Inquisición en España* (Barcelona, 2002), p. 102.

⁵⁶⁾ 特にバルセローナでは新制度に対する反対の根拠として、同市には1461年の教書により独自の異端審問制度が既に存在していること、1483年の教書を基礎とした新しい制度は適用対象外であることを強調している。即ち新制度は、「カタルーニャ侯国の法」と「バルセローナ市の特権」に反することが力説されている。立石博高「スペイン王国成立に関する一考察—バルセローナ市への異端審問制度導入をめぐる—」『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』渡辺節夫編、東京大学出版会、347-9頁。バルセローナの異端審問の歴

異端審問制度が異端発生を十分に抑止してきたとの思いも、アラゴン王国の当事者達には極めて強かった。更にアラゴンの海外領であるシチリアやサルディニアでの制度導入には、より複雑な事情が待ち受けていたし、1509年に国王フェルディナンドが目指したナポリでの異端審問所設立に対しては、階層を越えてナポリ市民から激しい抗議行動が起こされ、同じような抵抗は、その30数年後に神聖ローマ皇帝カール5世（スペイン王カルロス1世）が再度設置を試みた時にも繰り返された。そして、いくつかの合併・併合や廃止を経て、「恒久的」異端審問所が設置された場所は、カステージャ王国においては、セビージャ、コルドバ、トレド、ジェレーナ、ログローニョ、バジャドリッド、ムルシア、クエンカ、ラス・パルマス、グラナダ、サンティアゴ・デ・コンポステラ、マドリッドの12箇所、アラゴン王国では、サラゴサ、バレンシア、バルセローナ、マジョルカ、シチリア、サルディニアの6箇所となった。⁵⁷⁾

異端審問所に対する支持は、主に少数派コンベルソに対して不満を持っていた旧クリスチャンからの支持であったが、その支持はあくまで受動的で決して積極的なものでなかった。アラゴンでは中世の異端審問すら完全に活動していたわけではなく、ましてや新しい異端審問制度を受け入れる気など全くなかった。制度の起源となったカステージャにおいても、異端者の迫害を制度化したことはなく、実際イングランドやフランス、ドイツと比べると異端のような分派運動はあまり見られなかった。ユダヤ教徒問題も、異端審問所設立前は司教裁判所で既存の法に基づいて裁かれていた。それ故異端審問訴訟手続きは、当初多くのスペイン人にとっては非常に抑圧的なものであった。異端の告発者の名前は伏せられ、嫌疑をかけられた被告は告発者たる原告と法廷においても対面することは許されず、また証人も公にされることはなかった。証人を特定できるあらゆる証拠が被告には明らかにされなかったため、被告には訴訟事件の全体像が見えないことが多々あった。このような訴訟手続きはスペインの他の裁判制度が持つ慣習に反するもので、告発を恐れて自由な会話ができない状況を作り出した。所謂スパイの存在であるが、隣人同士の監視体制はその他のヨーロッパ諸国の教会裁判所にも見られることからスペインの異端審問制度に特有の事情ではない。しかし、スペインの制度における極端に被告に不利な裁判過程は、他の諸国の状況と比べても際立っている。⁵⁸⁾ 国王フェルディナンド

史が、カタルーニャ当局と異端審問所間の司法管轄権を巡る闘争であったとの見方は、多くの歴史家によって支持されているが、まさにこの問題こそバルセローナ異端審問を特徴付ける問題であった。Joan Bada Elías, 'El Tribunal de la Inquisición en Barcelona, ¿un Tribunal peculiar?', *Revista de la Inquisición* (Editorial Universidad Complutense, Madrid, 1992), numero 2, p. 110-1.

⁵⁷⁾ Homza, ed., *The Spanish Inquisition*, pp. xviii-xix.

⁵⁸⁾ 例えば、異端や神の冒瀆といった本来教会裁判所が取り扱う事項以外に、風紀取締りの機関としても発達したジュネーヴ教会裁判所については、拙稿「チューリッヒ婚姻裁判所規則とジュネーヴ教会裁判所」を参照されたい。チューリッヒにおいても、1526年3月に「婚姻に関する定款 (Satzung in Ehesachen)」が承認されると、この定款は6月には『不貞行為、淫行等に対する定款』(*Satzungen wider den Ebruch Hurig etc.*)として出版されるが、このことはチューリッヒ市当局が教会と協力して、婚姻のみならず市民のその他の社会生活や信仰生活のあらゆる側面で統制を強めようとしていたことの証明である。E. Egli,

の言動からは、異端審問制度の構築が神に対する神聖な奉仕であるとの確信が伝わってくるが、その国王でさえ危機に対応する機関としての異端審問所を永久に存続するものとは考えず、一時的な対処療法と考えていたと思われる節もある。ユダヤ人やコンベルソ迫害に反対する声は審問所内部からも聞かれ、強制改宗によって洗礼を受けたユダヤ人は、この洗礼という秘蹟を適切に受けたとは考えられず異教徒のまま存在していることとなり、彼らに対する異端審問所の司法権は及ばないと解釈する者もいた。⁵⁹⁾ しかし異端審問制度発足当初には、制度に対する反対運動はコンベルソによって繰り広げられた。スペイン国内で支持を得られなかったコンベルソはローマ教皇庁に訴えるが、例えば教皇インノセント8世は、コンベルソに対する寛容を求めながらも、カトリック両王の機嫌を損ねないように腐心している。教皇庁に対するコンベルソの働きかけには金銭の授受が当然あったと考えられる。もちろん制度に対する反対がコンベルソのみによってなされたわけではなく、例えばサンベニートに対する反対は、新旧両方のキリスト教徒によって唱えられた。有罪を宣告された者は、この改悛を表す衣服を公で着用することを義務付けられ、個人的に辱めを受けるのみならず、有罪者を出した町の評判をも落とすこととなる。⁶⁰⁾

発足から20年余りは、異端審問所に対する旧キリスト教徒からの反発は殆ど聞かれなかったが、コンベルソからの批判は強く示された。地域差はあるがそれら批判に対する審問所側の対応も辛辣を極めた。その有名な事例の一つがコルドバの異端審問官ルセロ (Diego Rodríguez Lucero) のコンベルソ弾圧である。コルドバのコンベルソがユダヤ教千年王国運動を信奉して

hrsg., *Aktensammlung zur Geschichte der Zürcher Reformation in den Jahren 1519-1533* (Zürich, 1879), no. 944.

⁵⁹⁾ 本来ユダヤ教徒は、彼等の教師ラビにのみ従うという信仰の自由を享受しており、ユダヤ人地区におけるユダヤ教ラビの裁判所 *beth din* (裁きの家) の司法権下にあった。しかし、彼らが一端キリスト教会の一員になればキリスト教世界の法に従う義務を負うこととなる。Adler, 'Lea on the Inquisition of Spain', p. 523.

⁶⁰⁾ サンベニートは衣服だけでなく、壁掛けパネルに教会と和解した異端者の名前や罪状を書き、時に顔のイラストを添えて公開されることもあった。スペイン・ガリシア地方のポルトガル国境沿いの町トゥイにある司教区博物館 (Museo Diocesano de Tui) には、スペインの他の地域には見られないそのようなパネルが展示されている。罪状としてはユダヤ教信奉がその多くを占め、この地域では17世紀初頭に異端審問所による「血の純潔」の嵐が吹き荒れたことを示している。異端者はビーゴ近郊のバイオナや今日のポルトガルにあるヴィアナ・デ・カストロ出身の者達もおり、トゥイの司教区においてもユダヤ教問題はかなり広範囲に存在していたことがわかる。パネルの中で特に異端者の顔が描かれているパネルには、ANDRES DVARTE CORONEL VECINO DE TVY AVSENTE HEREJE JVDAIZANTE RECONCILIADO, RELAJADO EN ESTATVA, AÑO DE 1619 との記述がある。Jesús Casás Otero, *Los "Sambenitos" del Museo Diocesano de Tui* (Tui, 2004), pp. 11-31.ガリシアの異端審問関連文書は、地元で保管されているバレンシア等とは違い、その殆どがマドリードに所蔵されている。このスペイン北西部の異端審問所設立は1574年と遅く、海岸線や港に押し寄せると思われたプロテスタント教徒の脅威に対処することが当初の設置目的であった。しかし設置当初では、訴えの4分の3は重婚や「異端的言説」(proposiciones heréticas) に対するもので、17世紀に入るとガリシアの被告の多くをコンベルソが占めることとなった。このようにガリシアの異端の多くは外国人であり、「ルター派」と呼ばれた者の約半分はイングランド人であり、コンベルソは隣国ポルトガル出身者であった。Monter, 'The New Social History and the Spanish Inquisition', pp. 708-9.

いるとの嫌疑がかけられると、ルセロは2度のアウト・デ・フェによって130人を異端の罪で有罪として、世俗権力に彼らの身柄を刑執行のために引き渡している。⁶¹⁾ 刑に処された者が多かった背景には、被告に対して厳しく取り調べを行い共犯者の割り出しに成功したことがあげられる。⁶²⁾ ルセロが被告の有罪を導くために使った証拠の多くは、捏造されたものであったことが後に判明するが、それまでの期間に多くの被告が既に刑の執行を受けていた。一方アラゴンでは、コンベルソに対する迫害を許容した旧クリスチャンたちが、イサベルの死を機会に特別法 *fueros* を守ろうとする動きに出て、具体的には1510年にモンソンに集まったアラゴン、カタルーニャ、バレンシアの代表は、裁判権の改革問題を取り上げようとする。そして2年後再度モンソンで開かれた議会コルテス (*Cortes*) の集まりで、包括的改革案が提示され国王フェルディナンドの署名を受けて、ここに異端審問所と各県 (*provincia*) との間に最初の協定 (*Concordias*) が成立する。1512年の協定では、王国内の捕吏ファミリアルの数の制限、異端審問所が地方税を免除されないこと、異端審問所官吏が犯罪を犯した場合は世俗法廷で裁かれるべきこと、交易の発展を阻害することからコンベルソとの交易を禁止しないこと、異端が疑われていない場合には、重婚、冒瀆、妖術等に関して異端審問所は司法権を行使しないこと等が定められた。スペインに限らず最後の点は、異端審問所等の宗教裁判所と世俗裁判所との間に一種のライバル関係が存在していた証拠である。⁶³⁾ モンソンでのコルテスで参加議員達は、異端審問所の特権に対する批判を行ったが、審問制度そのものの廃止を訴えたわけではない。彼らは、司教が深く関与して審議過程がカノン法に基づいて進められていた当時の異端審問制度への回帰を、即ち1482年の段階まで時計の針を戻すことを求めたのである。フェルディナンドがコルテスでこのような協定に同意したのは、ナバラ王国征服にはコルテスの支持を必要とした事情があったが、王はナバラ征服後この同意を覆す。⁶⁴⁾

4. カルロス1世期の異端審問所司法権の拡大

フェルディナンドの死後カルロス1世の時代に入ると、異端審問所改革の期待は更に強まった。異端審問長官のシスネロス (*Francisco Jiménez de Cisneros*) は、審問制度の継続を願い

⁶¹⁾ 基本的に刑の執行を行えない教会裁判所としての異端審問所は、世俗権力に刑の執行を依頼し、そのために異端者を世俗権力に引き渡している (*relajado, relaxed*)。異端審問所は異端者を教会に再度迎え入れることもあったが (*reconciliado, reconciled*)、それと同時に異端者には厳罰を課した。上記脚注のトゥイの異端者は、ユダヤ教信仰の嫌疑をかけられ告発されたのであるが、本人不在のため刑の執行は似姿を身代わりに行われたと思われる。

⁶²⁾ *Anales de Córdoba*, in Martín Fernández Navarrete et al., eds., *Colección de Documentos Inéditos para la Historia de España*, CXII, 279.

⁶³⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, p. 75; Monter, *Frontiers*, p. 53.

⁶⁴⁾ *Ibid.*, pp. 19-20.

カルロス 1 世も彼と同じ考えを持っていた。新国王に対する期待はコンベルソの間で非常に強く、特に裁判に出廷する証人の名前の公表が強く求められた。危機感を持ったシスネロスは、現制度の完璧さを豪語し、証人名の公表についてはそれが証人の安全を脅かすとして強く反対する。1495 年以来トレド大司教を務め、1507 年に異端審問長官に就任したシスネロスは、スペインにおける人文主義の牙城でもあったアルカラ大学の設立にも関わった人物で、それほど反動的思想の持ち主でもなく、実際悪名高い審問官の解雇をも行っている。彼はカトリック教会の統一を志向する一方で、教育改革にも大きな関心を抱いていた。⁶⁵⁾ フランドルからスペイン入りしたカルロス 1 世を待ち構えるように、1518 年にはバジャドリードで彼の治世最初のカステージャ議会コルテスが開かれるが、会期中異端審問所改革に向けた請願がなされ、その結果審問所に対する一連の通達がなされることとなった。その内容は、被告保護の方向性を強める提案で、被告が収容されている監獄への訪問者の受け入れ、起訴状の提示、証人名の公表、審問官の給与を被告の没収物から支払うことの禁止等が含まれていた。更に拷問が被告に対し使われる場合には、新種の拷問のようなものの使用は避けて抑制の効いた拷問が求められた。このような内容を見ると、異端審問制度に不備がありその改革が必要であったことが明らかである。しかしこのような改革の動きにもかかわらず、シスネロスの死をうけてカルロス 1 世が後任に任命したのは、改革を嫌うトルトサ司教でオランダ人であったアドリアン枢機卿 (Adriaen van Utrecht、スペイン語名は Adriano de Utrecht で後の教皇ハドリアヌス 6 世) であった。仲裁に入った教皇レオ 10 世は、スペイン異端審問所の権限を教会法の範囲に限ることを提案するが、アドリアンは前任のシスネロスが行った改革さえ一部逆行させる。その後コルテスは国王に向けて異端審問所改革の要請を行うが、それに対する国王の反応は殆ど無かった。⁶⁶⁾ スペインで異端審問所による本格的なルター派の告発が始まるのはフェリペ 2 世の時代になってからであるが、既にヴォルムスでカール 5 世が有名な帝国議会に出席している 1521 年 4 月に、異端審問長官であったアドリアンは教皇レオ 10 世の要請に応える形で、ルター派のスペインへの侵入阻止に向けてルターの著作の禁書措置を命じている。同時にアドリアンはカール 5 世に問題の緊急性を報告しているが、このようにルター派の脅威に対するスペインの対応は、当初は迅速であったと考えられる。⁶⁷⁾

1519 年に始まるコムネロスの反乱では、各市で活躍するコンベルソも反乱側に味方して王権に対する闘争に従事した。コンベルソの中には国王側についた者もいたし、本来コンベルソの

⁶⁵⁾ シスネロスに関する詳細は、Erika Rummel, *Jiménez de Cisneros: On the Threshold of Spain's Golden Age* (New York, 2000) を参照されたい。

⁶⁶⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 72-9.

⁶⁷⁾ John E. Longhurst, 'Luther in Spain: 1520-1540', *Proceedings of the American Philosophical Society*, vol. 103, no. 1 (Feb. 28, 1959), pp. 67-8.

主張とコムネロスの要求が一致していたわけでもなかったが、コムニダデスはユダヤ人達によって扇動されていると、スペインでは一般に信じられていた。また異端審問制度についても、コムニダデスが制度に批判的であることは事実であったが、コムニダデスの評議会は国王への各種要求の中で、一度も制度に対して言及することはなかった。反乱後も異端審問制度そのものへの批判はカスティージャとアラゴンの両地域で続き、特に 1533 年にモンソンで開催されたアラゴン議会で起草された覚書は有名である。この 16 か条におよぶ覚書は、本来異端問題に特化して関与すべき異端審問所が、その司法権を超えて重婚や妖術のような世俗裁判所が扱う案件まで侵犯して取り上げている事実を批判し、またアラゴン、カタルーニャ、バレンシアの審問官達が身分を隠したファミリアルを多く抱えていることに対しても不満が表明された。⁶⁸⁾ スイス等の他国と同じように、異端審問所が風紀や道徳に関連する案件にまで首を突っ込み、司法権を拡大させることに対して多くの批判が集中したのである。しかし、1533 年に見られたこのような審問所批判は徐々に影を潜め、16 世紀半ばには異端審問所はスペインの憲政上確固たる地位を確立する。旧クリスチャンたちが、自己の利益に適うとして 20 年におよぶコンベルソ迫害を受け入れてきたことも審問制度の確立に寄与したし、北から押し寄せるヨーロッパ宗教改革の波も、それに抗してスペイン宗教の現状を維持しようとする異端審問所の存在を正当化することとなる。しかし、何よりも制度の存続に貢献したのは歴代スペイン国王の支持であった。フェルディナンドに続きカルロス 1 世も国家の組織として異端審問所を強く後押しし、1520 年にはネーデルラントにも制度の設置を決めている。

カスティージャにおいて異端審問所に対する反発が少なかった裏には、コンベルソのエリート層以外には審問所の権限と直接的に利害が対立するグループが無かったことが挙げられよう。加えて既存の教会諸機関と違って税の徴収を審問所が行わなかったことも、制度に対する反対が少なかった理由と考えられる。審問所は既存の権力構造とうまく溶け合い、地域の指導層の協力を得ることに成功している。これら地域のエリートたちは、審問制度においてファミリアルといった名誉な地位を得ることを喜んで受け入れたのである。これに対してカスティージャ以外の地域では、特にアラゴンにおいては、コンベルソのエリート層の審問所に対する反発は続くこととなる。アラゴン王国において、異端審問所で裁かれる犠牲者は常に一般住民が同情を寄せない少数派であった。アラゴンやバレンシアではそれがモリスコであり、カタルーニャにあってはフランス人移民であった。しかしそれでも、イベリア半島東部において異端審問所が一般の人々の純粋な支持を集めることはなく、その他の地域でも徐々に制度の存在が受

⁶⁸⁾ ファミリアルの数に関しては、特にバレンシアにおいて大きな問題として指摘され続けていた。Manuel Fernandez Alvares, ed., *Corpus Documental de Carlos V* (Madrid, 2003), vol. 3 (1548-1554), p. 326 (Carlos V a Felipe II, 23 de junio de 1551).

け入れられるようになったとはいえ、決して熱狂的支持を得たというわけではなかった。イベリア半島の外で、制度に対する批判が特に辛辣であったことは言うまでもない。スペインの黄金時代を通じて、異端審問制度は異端に対する既存体制の守護者として機能し、また公共モラルの擁護にも役割を果たした。逆に一般のスペイン人からの反発が少なかった裏には、審問所が殆どの地域では何もせず地元民との軋轢を生まなかった事実がある。⁶⁹⁾

コンベルソの次に異端審問所の槍玉に上がったのは、エラスムス主義者、照明派 (alumbrados)、プロテスタント信者たちである。⁷⁰⁾ 異端審問所の関心が、1520年代にユダヤ主義者からこれらの新しい「異端」に移ったことは、審問所に新たな問題を突きつけることとなった。審問にあたってユダヤ主義者には、儀式や習慣等有罪と宣告されえる比較的明確な印が存在したが、新しい「異端」には活動、思想ともに曖昧な側面が見られた。そのため、例えばエラスムスに関しては、異端審問所は1527年に、イベリア半島の有力な神学者をバジャドリードに招集し、エラスムスの著書から異端の疑念の残る箇所判断を加えるよう要請している。⁷¹⁾ イタリアやネーデルラントに赴いたスペイン人の中には、ルネッサンスやエラスムスの人文主義的影響を受けた者も多く、彼らは帰国後サラマンカ大学等で教鞭をとるようになる。更に、先述したように異端審問長官シスネロスによるアルカラ大学の設立は、この地にスペイン人文主義の拠点を作り出すこととなる。またネーデルラントに長年滞在したカルロス1世の宮廷の取巻きの中に、エラスムス主義者が現れ、カルロスのスペイン宮廷への帰還とともに持ち込まれることは自然な成り行きであった。教会の悪習、特に托鉢修道会の規律の無さをエラスムスは機知と風刺を込めて弾劾しているが、教会の高僧たちが当初教会改革運動に積極的であったスペインでエラスムスの考えが受け入れられる余地は十分にあった。シスネロスとクロイを継いで1523年にトレド大司教となったアロンソ・デ・フォンセカ (Alonso de Fonseca) や異端審問長官のマンリケ (Alonso Manrique) も、エラスムス主義者であったと言われている。フェリペ2世の教育におけるエラスムスの影響を強調する研究もある。⁷²⁾ しかし一方で、スペインでの人文主義の影響を過大視すべきでないことも事実である。エラスムスの聖書解釈

⁶⁹⁾ Kamen, *Spanish Inquisition*, pp. 79-82.

⁷⁰⁾ エラスムスと照明派の思想的つながりは、エラスムスの著書で個人の霊的訓練と新しい内面的キリスト教の必要を強調した『キリスト教兵士提要』(*Enchiridion militis christiani*)に見出すことが出来ると思われる。Rudolph Schevill, 'Erasmus and the Fate of a Liberalistic Movement prior to the Counter Reformation', *Hispanic Review*, vol. 5, no. 2 (Apr., 1937), pp. 106. 実際この書は1524年にスペイン語訳がアルカラで出版されると、照明派によって熟読されたと言われている。

⁷¹⁾ Lu Ann Homza, 'Erasmus as Hero, or Heretic? Spanish Humanism and the Valladolid Assembly of 1527', *Renaissance Quarterly*, vol. 50, no. 1 (Spring, 1997), pp. 78, 83.

⁷²⁾ 例えば、José Luis Gonzalo Sánchez-Molero, 'El Erasmismo y la Educación de Felipe II (1527-1557)', *Tesis Doctoral Universidad Complutense de Madrid*, 1997. しかしながら、当初フェリペの教育役に就いたのは、1545年から12年間トレド大司教となり反コンベルソ運動を強力に展開した伝統主義者のシリセオ (Juan Martínez Silíceo) であったし、異端審問を支持し権威主義的統治のイメージが強いフェリペ2世の存在を考えると、この博士論文のようにエラスムスの影響を強調しすぎることはやや危険でもある。

に苦言を呈する学者もスペインには多くいたし、「自由意志論」を巡る両者の軋轢にもかかわらずエラスムスとルターとの間に存在する神学的類似性に不安を感じる者も多かった。メンドサ家のような人文主義の擁護者はむしろ例外的存在で、教会の中枢では人文主義よりはスコラ学が幅を利かせていた。エラスムス主義は、基本的にはカルロス1世の周辺で注目されたと言ってもよく、その証拠に北部ヨーロッパと違って人文主義の発展に欠かせないギリシャ語の習得は、スペインにおいては決して盛んになることは無かった。そして照明派やプロテスタント集団の存在がスペインで問題視されるようになると、人文主義の声も自然と打ち消されていくようになる。フランシスコ派から派生した照明派は、前者の理想である「厳格な個人的貧困生活」(paupertas)よりは心の中の「内的貧困と謙遜」を希求し、「放棄」(dejamiento)という神秘主義的手法を用いて魂と神との合一を求める一種の神秘主義集団であった。当初人文主義は、メンドサ家の総領であったグアダラハラのインファンタド公 (Mendoza Duke of Infantado) 等の有力貴族によって保護されてきた。⁷³⁾ これに対し異端審問所は、照明派に対して異端の要素があると嫌疑をかけ、異端審問長官マンリケは48の提題を発して彼らの異端的性格を証明しようとする。1520年代のエラスムス主義、照明派等の神秘主義の混在は、スペインに自由な雰囲気と同時に一種の緊張感を与えた。特に照明派の思想の中にルター派的要素が見出されてからは、照明派に対する警戒心が急速に高まったと言えよう。更に重要なことは、この時期照明派の中にはコンベルソが多く含まれていたことである。照明派とルター派の接近は理解できるとしても、照明派の考えとユダヤ教の教説が大きく異なることからすると、コンベルソが照明派に関心を抱くことに関してはやや違和感が残る。おそらく彼らは、既成のカトリシズムに飽き足らず、信仰の内面性を求めて照明派の言説に興味を抱くようになったのであろう。⁷⁴⁾ 異端審問所が照明派に注目するようになった時、殆どの照明派がコンベルソであることから、審問所も当初ユダヤ主義者への対応手段と同じ方法を照明派に対しても取ったと言われている。⁷⁵⁾ 更に照明派の考えは、一種のユートピア志向と自由の強調と言ったコムネロス諸都市の市民エトスにも反映され、異端審問所は照明派がこのような自由 (altísima Libertad) を主唱しているとして告発している。このような運動の最初の中心は、スペイン人文主義の初期の牽引者であったメンドサ家であった。⁷⁶⁾

しかし、スペインの体制にとって最大の脅威はプロテスタンティズム、即ちルター派であっ

⁷³⁾ インファンタド公をはじめメンドサ家の男女の権勢については、Helen Nader, ed., *Power and Gender in Renaissance Spain* (2004, Urbana and Chicago), pp. 1-26 を参照。

⁷⁴⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, 83-7.

⁷⁵⁾ Alastair Hamilton, *Heresy and Mysticism in Sixteenth-Century Spain. The Alumbrados* (Toronto & Buffalo, 1992). J.R.L. Highfield, *EHR*, vol. 111, no. 440 (Feb. 1996), p. 169 にあるこの書の書評を参照。

⁷⁶⁾ Daniel A. Crews, 'Juan de Valdes and the Comunero Revolt: An Essay on Spanish Civic Humanism', *SCJ*, vol. 22, no. 2 (summer, 1991), pp. 241-2.

た。スペインでは、エラスムス主義も人文主義もルター派の一種として理解されることが多かった。ルター派の嫌疑をかけられた多くの学者は、以前海外においてルター派の教説に触れて帰国した者が殆どであった。そのような学者の中で最も有名なのは、アルカラ大学のホアン・デ・バルデス (Juan de Valdés) であろう。1529 年に出版された彼の著書『キリスト教教義の対話』 (*Diálogo de Doctrina Cristiana*) は、初期ルターの教説に著しく類似し異端審問所によって異端の嫌疑をかけられる。翌年異端審問所の訴追を逃れるようにバルデスはイタリアに渡るが、その後この書は審問所によって禁書扱いを受け続ける。⁷⁷⁾ スペイン国内の「異端」の流れとしては、エラスムスの教説を自らの目的に適応させていった照明派が、1535 年からの 20 年間に、完全にカトリックの教義を否定することなく、今度はルター派教義の核心である「信仰のみによる義認」へと自らの神学的立場を展開させていったとの主張もある。⁷⁸⁾ つまり照明派の教えは、厳密な神学的議論を経て生まれてきたわけではなく、ルターとエラスムスの間に繰り広げられた「自由意志論」を巡る議論等は殆ど視野に無かったと思われる。しかし結局のところ、このようなプロテスタンティズムがスペインに根を下ろすことはなかった。その理由としては、中世以来スペインにはキリスト教の異端そのものが存在しなかったことがまず挙げられよう。教会や僧侶の質を見ても、スペインは教会改革の必要性が最も高い国の一つであり、その意味ではルター派の教説が社会に訴える度合は大きかったと言えよう。しかしスペインには、フランスのアルビジョア派や宗教改革期にルター派へと繋がっていくイングランドのウィックリフやロード派のような強力な「異端」が存在せず、その意味では、中世における改革に向けての動きはあまり見られなかったと考えられる。⁷⁹⁾ スペインではキリスト教異端に対する戦いに代わって、レコンキスタに見られる対イスラム戦争或いはユダヤ教に対する措置に追われ、キ

⁷⁷⁾ Carlos Gilly, 'Juan de Valdés: Übersetzer und Bearbeiter von Luthers Schriften in seinem *Diálogo de Doctrina*', *Archiv für Reformationsgeschichte*, 74; Pilar Huertas, Jesús de Miguel & Antonio Sánchez, *La Inquisición: Tribunal contra los delitos de fe* (Alcobendas, Madrid; 2003), pp. 275-6. バルデス神学は、エラスムス主義、照明派、ルター派の混交神学であるが、彼の神学のイタリアでの影響については、Massimo Firpo, 'The Italian Reformation and Juan de Valdés', *SCJ*, vol. 27, no. 2 (1996) に詳細がある。

⁷⁸⁾ Marcel Bataillon, *Erasmus y España* (Mexico, 1966), p. 545. スペインへのエラスムスの影響は、3 段階に区分するのが定説となっている。第 1 期は、最初にエラスムスの名の引用がある 1516 年から、熱心なエラスムス主義者達が迫害を受けた 1536 年まで、第 2 期は、1536 年から最後にエラスムスのスペイン語版が出される 1556 年或いは異端審問長官バルデスが禁書目録を発行する 1550 年代末まで、第 3 期は「隠れた」エラスムス主義の時代で、ルイス・デ・レオン (Luis de León) やセルバンテスが登場する頃までの 3 期に大別される。Ricardo García Cárcel and Doris Moreno Martínez, *Inquisición Historia crítica* (Madrid, 2000), p. 258.

⁷⁹⁾ もちろんこのことは、スペインにおいてより高い霊性に向けての探求の動きが無かったわけではない。アルカラでの人文主義運動やアビラの聖テレサに代表される神秘主義運動、更にはその影響力は小さいながらも、フアン・ヒル (Juan Gil) を中心としたグループによって土着のプロテスタンティズムさえ形成されていたと言われる。Robert C. Spach, 'Juan Gil and Sixteenth-Century Spanish Protestantism', *SCJ*, vol. 26, no. 4 (1995), pp. 857-8; José Ignacio Tellechea Idígoras, 'El Protestantismo Castellano (1558-1559): Un topos (M. Bataillon) convertido en tópico historiográfico', *El Erasmismo en España*, eds., M. Revuelta Sañudo and C. Morón Arroyo (Santander, 1986), pp. 305-21.

リスト教の「異端」対策よりは他宗教に対する対応が中心を占めていた。もう一つの大きな要因としては、ヨーロッパ諸国の中でスペインのみが国家機関としての異端撲滅手段を持っていたことである。異端審問所の監視によって、イベリア半島においては「異端」の芽は大きくなる前に摘まれることとなる。人文主義に傾いた多くの知識層は、スペインを離れ外国の大学においてルター主義に触れた者や、北ヨーロッパに長らく居を構えたカルロス1世の宮廷の廷臣、或いはトレント公会議に赴き職務上ルター派の教説に触れた者達であった。もちろんスペイン人庶民もフランスやネーデルラントからの移民労働者を通じて新思想に触れる者達もいたが、彼らもたらしたのは新思想の系統だった教説ではなく、その影響は極めて小さいものであったと断言できよう。但し後述するように、ある一時期特にカタルーニャにおいては、異端審問の犠牲者はこのようなフランス人移民労働者であり、そこには単に異端の嫌疑のみならず、なんらかの外国嫌いや人種的偏見が存在していたとも考えられる。

5. フェリペ2世期の異端審問所とプロテスタントイズム

地理的に見れば、イベリア半島における国際貿易の中心都市セビージャは、プロテスタントイズム等外国の影響を受けやすい地域であった。フェリペ2世のスペイン帰国前にセビージャやバジャドリードでプロテスタント分子が発見され、国王政府に大きなショックを与えたが、様々な思想や人々が往来する国際交易都市セビージャの場合それも当然のことであった。セビージャの異端審問所はグアダルクビール川を挟んで黄金の塔の対岸にあるトリアナ地区に設置され、イングランド商人達の行き交うアジャモンテ、カディス、サン・ルカール等の港町の異端審問所をも監督した。外国人船員や居住者を監視したり停泊中の船に乗り込む仕事は、世俗の役人である異端審問委員 (comisario) の仕事であった。審問委員と並んで異端審問所の諜報活動に従事するのは悪名高きファミリアルであり、異端審問官が任命するファミリアルの数には制限が無かったため、小さな港にも何人かのファミリアルが駐在した。⁸⁰⁾ バジャドリードのプロテスタント・グループ創設には、トロの王室代理人コレヒドールであり上記ホアン・デ・バルデスの影響を受けたセソ (Carlos de Seso) の力が大きかったが、彼らは照明派やエラスムス主義者 (人文主義者) ではなく、真のプロテスタントであり、しかも高貴な出自で一部はコンベルソの出であったと言われている。このようなプロテスタント分子が摘発されたのは、ちょうどセビージャ大司教で野心家のフェルナンド・デ・バルデスが異端審問長官であった時期と重なる。⁸¹⁾ バルデスはユステに隠居中の国王カルロス1世に異端の状況を誇張して伝えた節が

⁸⁰⁾ Croft, 'Englishmen and the Spanish Inquisition', pp. 250-1.

⁸¹⁾ マルティネス・ミジャンは 1554 年頃からバルデスの権力の喪失と、代わって新興勢力であるルイ・ゴ

あるが、フランドルやドイツでのプロテスタント・グループの発生の状況がイベリア半島でも繰り返されることに脅威を覚えた国王は、直ちに「異端」に対する強圧的な迫害を指示する。そしてこの動きが1559年5月にバジャドリッドで開催された本格的なアウト・デ・フェへと繋がっていくのである。同年10月には同じくバジャドリッドで、有名なフェリペ2世帰国後初のアウト・デ・フェが開かれ、セソをはじめ多くのプロテスタント教徒が火刑に処せられる。フェルディナンドとイサベルの時代にはなかった国王の臨席は、異端判決宣告式に大きな威厳を与えることとなる。火刑は現在整備された公園になっている旧市街の南に位置するカンポ・グランデで行われたと考えられるが、人形ではなく異端宣告を受けた被告人を実際に火刑に処するのはこの時期に頂点に達したと思われる。そして犠牲者の多くをプロテスタント信者が占めたのも、この時期の異端審問制度の特徴である。但し、このような異端判決宣告式も、儀礼的要素や華やかな演出の面が強く、実際の悔悟者の少なさもあり、実質的処罰よりは宣伝的効果の方が大きかったとも考えられる。フランシスコ・リシによって描かれた1680年のマドリッドの異端判決宣告式ほどではないが、この時期には既に闘牛や花火のようなある種の見世物的様相を呈していた。バルデスの誇張とカルロス1世、フェリペ2世両国王の異常な警戒心によって1562年までに開催された一連のアウト・デ・フェは、危機の重大性を演出するには十分であり、危機に適切に対応できるのは国家機関としての異端審問所であるとして、異端審問長官バルデスの在任期間も延びることとなる。⁸²⁾

しかし、バルデスによる危機の誇張にもかかわらず、実際にはルター派に対する追及は短期間であった。1560年代にはユダヤ教は大きな問題ではなくなっていたが、プロテスタント問題もバルデスが警告するほどでもなかったし、海外の新教国がその迫害の激しさをプロパガンダ的に批判するほど残忍なものでなかった。おそらく数年前のイングランドのメアリー1世治世下での新教徒迫害の方が、犠牲者の数も多くより激しく残忍であったとも言えよう。もちろん、このメアリー1世による迫害に、夫のフェリペ2世や彼のスペインから同行した廷臣達が、どのように関わっていったかはよく調査する必要がある。更に前述したように、新教徒迫害と言っても、実際に犠牲者がどの程度プロテスタント信仰の洗礼を受け教義に関する知識を持っていたかは甚だ疑問である。審問官の無知もさることながら、単なる不信仰や反僧侶的発言を行ったが故に、プロテスタント信仰を持っていると断定された場合もあったようである。これは風紀に関する事項と所謂「異端」の混同であり、このような傾向は、新旧教逆転の立場ではあるがジュネーヴ等の教会裁判所でも見られる。更に重要な点は、このような新教徒迫害は主

メス・デ・シルバのグループの台頭が始まったとするが、1554年の時期設定は若干早いという印象を拭えない。José Martínez Millán, ed., *Instituciones y Elites de Poder en la Monarquía Hispana durante el Siglo XVI*. (Madrid, 1992), p. 226.

⁸²⁾ Kamen. *The Spanish Inquisition*, pp. 87-97; Pilar Huertas, et al., *La Inquisición*, pp. 278-82.

に外国人が犠牲者で、実際にスペイン人でプロテスタント信仰によって火刑に処せられたものは非常に少なかったと言えよう。カルヴィニストの巢窟と考えられていたフランス南部に近いカタルーニャ等スペイン北部地域では、特にフランス人犠牲者が多かった。このような状況はスペインに外国人嫌悪や人種差別的感情を生み出し、ちょうど以前コンベルソやモリスコに向けられた迫害の刃が今度は宗教を問わず外国人に向けられたのである。そして数は少ないとはいえ、迫害によってイングランド、ネーデルラント、ドイツ等海外に逃亡するスペイン人新教徒もあり、1560年にはロンドン駐在大使のクアドラ (Alvaro de la Quadra) はそのようなスペイン人達がロンドンに現れたことを報告している。⁸³⁾ 概して宗教改革の影響は、イベリア半島では最小限に抑えられたと言えよう。しかし、影響を抑えられた原因を異端審問制度がこの時期機能した故であるとか、国境線の警備が強固であり異端の流入を防いだからだと結論付けるのはやや早計である。

一般にスペイン国境は完全に閉じられたわけでもなく、先述したように異端審問制度もイベリア半島の隅々まで機能していたわけではない。出版物の制限もその1つであろう。カトリック両王は1502年に書籍の印刷はもとより外国本の輸入も認可制にするなど、取締り強化に向けて舵を取った。認可はバジャドリッドとグラナダの2ヶ所にあった大法官邸 (chancillería、当時の最高裁判府に当たる) か、トレドやセルビア等の高位聖職者によってのみ発行された。そして1540年以降は、禁書目録 (indice) が異端審問所によって出されるようになり、特に1540年代には禁書リストに載った書籍がスペイン領内に入ることを阻止するため、スペイン全体に司法権を持った国家機関として異端審問所が、建前上は港を含めたスペイン全域でその目を光らせたのである。1558年にはカステージャへの外国発行書籍の輸入が禁止され検閲が制度化されて、同じ頃に発せられた外国留学禁止令とともに法の縛りは更に厳しくなったと思われる。しかし実際には多くの抜け道が存在し、書籍のイベリア半島流入を防ぐことは困難であった。まず、法的措置はカステージャのみに有効で、アラゴンやカタルーニャでの施行には当地での議会 (Cortes) の召集が必要であった。即ち、外国書籍の一番入りやすいピレネーをは

⁸³⁾ この時期クアドラは、ウィリアム・セシル (William Cecil 後のバーリー卿) やダドリー (Robert Dudley 後のレスター伯) 等イングランド政界の指導者と接触を繰り返し、イングランドの動向を報告している。1560年代に入るとイングランド外交は、これまでの対フランス敵視政策から徐々にその矛先をスペインに向け始めるが、クアドラの大使就任当初はまだ流動的な状況を呈していた。イタリア南部のアキラ及びヴェノッサ司教でありトレント公会議にも出席していたクアドラは、宗教政策に関する情報に関心が強かった。彼はロンドンのスペイン人新教徒関連情報の他に、特に外交との絡みで当時話題に上っていた、カトリック教国のみならずプロテスタント地域をも含めたトレント公会議とは別の新たな公会議開催の可能性に関する議論をも熟知していた。この公会議が、特に一部から提案があったようにアルプスの北側で開催されていれば、これまでトレント公会議で中心的役割を演じてきたスペインの影響力低下は自明であり、その結果異端審問を含めたスペイン国内の宗教政策への影響は大きかったと考えられる。Martin A.S. Hume and Royall Tyler, eds., *Calendar of Letters and State Papers Relating to English Affairs, Preserved Principally in the Archives of Simancas*, 1558-67, pp. 186-7, 190, 197, 201.

じめフランスと国境を接する地域は、この法令の施行を免れたこととなる。またこのような出版禁止令は無視されることもあり、認可無しの出版もなされたのであるが、イングランド等と比べそれらに対する罰則は軽いものであったと考えられる。禁書目録が最初に出版されたのは、1551年に異端審問長官バルデスによるものが最初であったが、1558年のプロテスタント集団発見以後は、禁書目録の作成が急速に重要性を帯びてきたと言えよう。⁸⁴⁾ただその内容となると、外国で既に発禁処分になっている書籍が中心をしめ、しかもオランダ語書籍等、スペインに輸入されても殆どのスペイン人が理解出来ない書籍も多く目録には含まれていた。その意味では、バルデス等が禁書にすべき書籍を自らの手で吟味して選んだわけではなく、外国で発行されたカトリック禁書目録の切り貼りであった可能性も高い。スペイン語禁書著書の範疇の特徴としては、エラスムスの書籍の他に照明派やプロテスタント信仰を恐れてか母国語の（即ちラテン語以外の）信仰本が多く含まれていたことが挙げられよう。更に20世紀のハックルベリー・フィンにも相当するピカレスク（悪漢）小説の代表作で、その反僧侶主義で楯玉に上がった作者不詳の「トルメスのラザリーヨの生涯」（*La Vida de Lazarillo de Tormes y de sus Fortunas y Adversidades*）等の小説や文学作品も禁書目録の範疇であった。⁸⁵⁾禁書目録はほぼ定期的に出されるのであるが（17世紀には1612年、1632年、1640年）、1640年の目録をもって異端審問所による検閲のクライマックスは終了したと考えられる。しかしこのような検閲制度は抑圧的制度というよりは、禁書に手を出さないようにとの教育的効果を狙ったもので、その意味では焚書の目的と似たところがある。いずれにせよ、禁書目録に挙げられたような書籍を読むスペイン人は殆どいなかったと言えよう。目録の効果はどうかと言えば、目録を送られた司教は異端審問委員コミサリオと協力して、地域の指導者や書店に内容を伝え検閲することになっていたが、検閲の回数も少なく大都市中心で、しかも目録の部数自体も限りがありその成果には疑問が残る。更に、国家機関としての異端審問所は、領海内あるいは港湾に入った

⁸⁴⁾ 1558年にバジャドリッドにおいてフェリペ2世名で出された勅令（Pragmática）の影響を大きく評価する意見もある。これ以後国務会議（カスティージャ諮問会議）の事前の許可なく、或いは異端審問所により禁書とされた文書をスペインへ持ち込んだり出版することは、極刑で処罰されることとなっていた。書店巡察の規程（régimen de visitas）が作られ、普通は大司教、司教、コレヒドール等に、そしてサラマンカやアルカラ等では大学当局に巡察の任が委託され、彼らは異端審問所作成の禁書カタログに従って巡察を行った。Enrique Gacto Fernández, 'Sobre la censura literaria en el s. XVII: Cervantes, Quevedo y la Inquisición', *Revista de la Inquisición*, numero 1, p. 12. この時期のイングランドの巡察規程（visitation articles）との比較は有益である。W.H. Frere, ed., *Visitation Articles and Injunctions of the Period of the Reformation* (London, 1910), 3 vols.

⁸⁵⁾ この書の著者は改宗ユダヤ人でエラスムス思想の影響を受けていると言われており、教会のみならず郷士（小貴族、hidalgo）に対しても厳しい批判の目を向けている。ファン・ソペーニャ『スペインを解く鍵』平凡社選書、131-6頁。異端審問所は1834年のマリア・クリスティーナの時代まで存続するが、その少し前の1819年に出版された禁止目録にも継続して次のように掲載されている。'Lazarillo de Tormes. Primera y Segunda parte, no siendo de los corregidos é impr. del año 1573 acá' *Indice de los Libros Prohibidos pro el Santo Oficio de la Inquisicion Española desde su Primer Decreto hasta el Último, que espidió en 29 Mayo de 1819* (Madrid, 1873), p. 389.

船舶を最初に検察する権限を有すると主張したが、ここでもコレヒドール等地方の官憲との軋轢が生まれることもあった。そうした中で、最も検閲に熱心で成果を挙げたのは異端審問長官バルデスであり、特に母国語聖書に対する発禁措置は大きな影響を与えた。⁸⁶⁾

6. 異端審問所の司法手続き

1478年のローマ教皇シクストゥス4世の教書は、カトリック両王に異端審問官指名権限を与えたが、これはこれまで司教権限であった異端に対する裁判権を国家機関たる異端審問所に移転するものであった。⁸⁷⁾ 権限移転の間違いに気付いた教皇との論争という紆余曲折はあったが、トルケマダがアラゴン及びカスティージャの異端審問長官へ任命されることによって、アラゴンとカスティージャの政治的統合以前に、彼の権限はイベリア半島全域に及ぶこととなる。国王が指名権者であることは、異端審問所自体が国王の権限下にあり国王の政策を推進する役割を担うことになるのであるが、そのことによって審問所が世俗の司法機関となったわけではない。審問官の行使する権限や裁判権は直接或いは間接的にローマから由来するものであり、任免、教会法規や司法権の範囲制定等については教皇の事前承認を必要としていた。その意味では、スペイン異端審問所もローマ教会が最終責任を持つ教会裁判所の一つであったと言える。このような二つの頭を持つ状況はしばらく続くのであるが、先述したように異端審問最高会議スプレマが国王の専門諮問会議の一つを形成したことを考えると、スペイン国内ではその国家機関としての立場、権限が前面に出ていると考えられる。トルケマダはコンベルソの子孫であるが、スペイン異端審問制度の成立以前からカトリック異端審問を牛耳ってきたドミニコ会に属し、最初に「血の純潔法」をドミニコ会に導入した人物としても知られる。イサベル死後一時的な王国分裂に伴い、異端審問長官もアラゴンとカスティージャでそれぞれ一人ずつ抱えることとなるが、1518年にカルロス1世が先述のトルトサ司教であったユトレヒトのアドリアンを両王国共通の異端審問長官に任命することになり、分裂状態に終止符が打たれる。異端審問最高会議も合併されるが、より正確にはアラゴンの最高会議が消滅したと考えた方がよい。⁸⁸⁾

スペイン独自の時代的要請から生まれた異端審問制度ではあったが、異端裁判権が司教から異端審問官に移ったこと等を除けば、逮捕、訴訟手続き、財産没収等具体的な裁判制度の維持、手続き、運営に関しては、基本的には中世フランスの異端裁判制度を踏襲していると言われて

⁸⁶⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 103-36.

⁸⁷⁾ 正確には国王が異端審問長官を指名し、教皇が任命するという手続きとなる。

⁸⁸⁾ Pérez, *Breve Historia de la Inquisición en España*, p. 99.

いる。没収財産などは、カノン法で規定されてきた異端に対する標準罰をスペイン異端審問所も踏襲したもので、没収財産の恩恵は第一に各地方の異端審問所が、第二次的には王室がムーア人に対する戦費調達と称して享受した。⁸⁹⁾ このことは、例えばチューリッヒにおいて宗教改革後の風紀規制も含めた婚姻裁判制度が、中世カトリックの裁判制度に大きく依存していったことと類似する。⁹⁰⁾ 異端審問所に様々な規則が定められたのはトルケマダの時代であったが、異端審問最高会議を頂点とした中央集権的組織として財政基盤も確立できるような官僚的制度に再構築したのは、バルデスによる 81 か条の通達であった。最高会議の議事は異端審問長官が議長となって進められたが、最高会議と異端審問長官の関係は微妙なものがあり、時として最高会議が異端審問長官から独立的立場を維持して両者が対立に至る場合もあった。教皇から権限委任を受けたのは異端審問長官だけなのか、それとも最高会議に連なる他の審問官も権限委任を受けているかについても諸説あり、この問題が両者の軋轢の根本にあるとも言えるが、最高会議が国家機関たる国王諮問会議の一翼を担っており、最高会議メンバーは国王によって任命されていたことを考えると、メンバーたちが教皇よりも国家の意向を最優先させるのは当然であった。最高会議は多数決で議事を決したが、17 世紀半ばのソトマヨール (Antonio de Sotomayor) のように、異端審問長官の権限が教皇より付与されたものとしてその排他的権限を明確に主張する者もいた。しかしそれ以後、最高会議の力が大きくなるに従って、異端審問長官の権限は弱体化していく。このような状況を象徴する事件が、18 世紀初頭に起きたセゴビア司教で異端審問長官であったメンドサ (Baltasar de Mendoza) の解任である。最高会議で自分の意見が通らなかったメンドサは、ローマへの上告を行おうとするが、これは当然のことながら国王の介入を招くこととなる。イングランドのように教皇尊信罪 (praemunire) や上告禁止令等のローマ教皇庁の介入を防止する議会制定法を持たなかったとはいえ、スペインにおいても歴史を通じて王室は教皇の国内教会政治への介入には敏感であった。最高会議の権限強化は異端審問制の中央集権化を更に進めることとなるが、それを後押ししたのが、地方における異端者の数及びそれに伴う異端審問所が取り扱う裁判案件の減少である。17 世紀半ばになって、最高会議が地方の異端審問法廷での裁判手続きや判決に目を光らせるようになったこともこのような傾向に拍車をかけた。地方法廷が下したすべての判決は、その施行前に最高会議に報告される必要があった。⁹¹⁾

⁸⁹⁾ Kamen, 'Confiscation in the Economy of the Spanish Inquisition', pp. 512-3. 19 世紀初期に生まれ今日も広く受け入れられている見解ではあるが、カトリック両王をユダヤ人財産目当ての貪欲さで非難する意見もある。その意味では、ユダヤ人追放は一種のユダヤ人財産の窃盗であるとの考え方である。しかし、ユダヤ人が所有する財産は、一般に言われているほど大きくはなかったと思われる。María Antonia Bel Bravo, *Sefarad: Los Judíos de España* (Madrid, 2006), p. 202.

⁹⁰⁾ 拙稿「チューリッヒ婚姻裁判所規則とジュネーヴ教会裁判所」。

⁹¹⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 137-42.

多くの国における黎明期の裁判制度がそうであったように、当初スペイン異端審問法廷も巡回法廷であった。しかし 1482 年にはセビージャ、コルドバ、バレンシア、サラゴサに異端審問法廷が設置され、徐々にその数も増えていくが、同時にレオン、ブルゴス、サラマンカ、アビラ、セゴビアに置かれた法廷が統廃合されてバジャドリッドに集約されたりして、異端審問法廷の常設化には紆余曲折があった。最終的には常設（恒久的）法廷は、先述したようにカステージャ王国においては、セビージャ、コルドバ、トレド、ジェレーナ、バジャドリッド、ムルシア、クエンカ、ラス・パルマス、ログローニョ、グラナダ、サンティアゴ、マドリッドに、アラゴン王国内では、サラゴサ、バレンシア、バルセローナ、マジョルカ、それにシチリアとサルディニアを加えた 6ヶ所に設置された。ここで注目すべきは、カステージャの中にあつては、カステージャ・レオンよりはアンダルシアを始め南部地域に比較的多くの常設法廷が置かれている点である。これはスペイン議会コルテスに議員を送る権利を有する代表権都市 (*ciudad de voto en Cortes*) が、アンダルシアよりはカステージャ・レオンに相対的に多かったこととは対照的である。ガリシア、アストゥリアス、エストゥラマドゥーラの 3 地方のように、コルテス代表都市を持たない空白地帯が存在したのに対し、常設異端審問法廷は、エストゥラマドゥーラのジェレーナやガリシアのサンティアゴにも設置されていた。⁹²⁾ トルケマーダの通達によって各法廷は二人の審問官を配備させたが、16 世紀末には主要法廷においては 3 名が常駐する場合もあった。審問官の構成は、法律家と神学者という組み合わせの場合もあったが、法廷である以上その運営は訓練を受けた法律家が担うものであるとの意見が比較的強く、その意味では審問官は僧侶である必要はなく俗人でありえたのである。その代わり調査官 (*calificador*) の職が設置され、神学的問題の解決が彼らの手に委ねられたのである。これらを見ても、審問官は教会と言うよりは国家の官僚組織を構成していたと考えるのが普通である。彼らの多くは、國務会議、コレヒドール或いは高等裁判所といった世俗機関に人材を供給した教育組織において訓練を受けたのである。それ故、異端審問官にとってそれが経歴の最終目標ではなく、それを踏み台として高等裁判機構或いは司教職への昇格を目指す者も存在した。以前異端審問官であった者が、インディアス諮問会議 (*Consejo de las Indias*) やバジャドリッド及びグラナダの大法官廷を統括する姿はしばしば見られた。審問官の多くが大学で法律を学び、排他的学寮である *colegio mayor* の出身者も多かった。彼らは高学歴の法律家 (*letrados*) であったが、一般に神学よりはカノン法の専門家であった。⁹³⁾ その意味では、僧侶が審問官となって宗教的独断でもって「異端者」を裁くという一般的イメージからは実情はかなり違って

⁹²⁾ Justina Rodríguez García y Josefina Castilla Soto, *Diccionario de Términos de Historia de España* (Barcelona, 2005), pp. 53-4; 拙稿「近世初期カステージャ議会 Cortes の特質」『専修大学人文科学研究 所月報』第 225 号、30 頁。

⁹³⁾ Monter, *Frontiers*, pp. 58-9.

いたと言えよう。但し、国家と教会の官僚機構が重複する当時の状況を考えると、このような組織における聖俗の境界はあまり明確に線引きしない方がよい。

聖俗の対立に関しては、平信徒であるファミリアルが存在が状況を更に複雑にしていた。僧侶ではないファミリアルに対する司法権は、当然のことながら世俗法廷によって主張されたのであったが、カルロス1世の時代には、ファミリアルを始めとする異端審問所の官吏が世俗法廷の訴追を免れる特権がある程度は確立されていた。しかしそれでも二つの制度の住み分けは困難を極め、特に特別法 *fueros* を有するアラゴンやカタルーニャでの両者の対立はより激しいものがあつた。世俗法廷からの訴追を免れる特権のみならず、ある種の免税特権も存在したため、ファミリアルになる者の数は一時はかなりの人数を占めた。しかし、そのような人気も年々衰えていくことになる。コミサリオも地方教区司祭が勤めることが多かったが、彼らの助けなくしては、異端審問制度の地方への浸透は特に困難を極めたと思われる。⁹⁴⁾ 人員もそうであるが、異端審問制度の最大の泣き所の一つは、決して十分とは言えない財源であった。財源なくしては、十分な司法権の主張・展開も困難を極めるのは当然である。スペイン近世の異端審問所は政府の一部局的役割を果たしていたが、中世異端審問所と同様に、財源確保は自らの手に委ねられていた。財源の中心を占めたのは、教会法で規定されているように異端者からの財産没収であったが、没収の対象としてはコンベルソの財産が大きな標的の一つであった。異端審問所の収入源としては、財産没収のほかに罰金やアウト・デ・フェで判決として出される悔悛の秘蹟等が挙げられる。罰金も悔悛も実際の支払いは、仮差押えされた被告財産から徴収された。またアウト・デ・フェでの判決の転換を現金払いで取り付ける、所謂「軽減措置」(*conmutación*)も収入源として存在した。財産のあるものは、サンベニートを着せられて公に「恥」をさらすよりは、金銭で解決しようとしたからである。しかし、このような収入も財源不足の根本的解決とはならず、そのことは異端審問所の地域的拡大の制約となったと考えられる。元々審問所の財源難は、同じく財源不足に苦しんだ中世異端裁判所の制度や司法手続きを踏襲したことにも起因する。加えてスペイン異端審問所が巡回裁判所として始まり、財政措置を含めた長期的計画を持たなかったこともその一因であろう。当然のことながら、没収財産や罰金では十分な財源を提供することはできず、審問所の運営等のほか、益々豪華さを増すアウト・デ・フェの開催費用を捻出するために審問所は常に腐心していた。更にインフレや、審

⁹⁴⁾ 異端審問所にはスペイン王国の各地方に振り分けられた多くの役人が存在した。彼らは大きく給与を貰う役人 (*funcionarios con sueldo*) と貰わない役人 (*funcionarios sin sueldo*) に大別され、この区分は各管区異端審問所の実情を説明するには最適であったと言えよう。前者には、異端審問所の中核を形成する審問官 (*inquisidores*) や訴追官 (*fiscal*) がおり、会計士 (*contadores*)、法廷速記者 (*relatores*)、差し押さえ公証人 (*notarios del secuestro*) 等も含まれていた。他方後者には、提訴案件の調査にあたる調査官 (*calificadores*)、異端審問委員 (*comisarios*)、ファミリアル等があつた。Joseph Pérez, *Crónica de la Inquisición en España* (Barcelona, 2002), p. 272.

問所自体の官僚的体質も審問所財政の安定化のためには大きなマイナス要因であった。そのため異端審問所の中には、投資によって収益を得ようとする動きもあったが、地域によってはその投資対象はモリスコが多く働く土地に対してのものであったため、アルプハラの蜂起やモリスコ追放等による投資リスクも当然考えられた。⁹⁵⁾ 司法権と同様に審問所財政も国家頼りであったが、1550年頃を境に審問所財政の国家(王室)財政との関わりに若干の変化が見られる。1480年から1550年までは審問所の全ての財政機能が王室の財務部によって執行されていたが、それ以後は異端審問最高会議が会計監査役及び歳入徴収官として指導と調整を行うことで、各管区の異端審問所が財政の責任を負うことが取り決められた。ここに異端審問所財政と王室財政の分離が現実のものとなった。換言すればこのことは、国家破産の危機に直面していたスペイン王室が、異端審問所の機能維持のために必要な財源を最早十分に提供することが出来なくなっていた事実を示している。⁹⁶⁾

7. ローマ教皇庁とカランサ事件

一般のスペイン人にとっては大きな存在とは言えなかった異端審問所ではあったが、その司法権が及ぶ範囲を巡っては熾烈な論争が繰り広げられた。異端審問所に対する不満は直接教皇庁に持ち込むのが最も早い解決方法であると考えられたが、この方法を豊富な資金を背景に頻繁に用いたコンベルソの目論見は、シクストゥス4世等歴代教皇の首尾一貫性の欠如や、フェルディナンドの予想以上の反発で不発に終わる。イングランドの教皇尊信罪のような議会制定法ではないが、フェルディナンドは1484年に、王室の許可なく教皇の書簡を国内で利用する者に対しては死罪か財産没収を命じている。⁹⁷⁾ その後もローマへの上告に関しては厳しい措置が取られ、18世紀のブルボン王朝のフェリペ5世期には、すべてのローマへの上告が禁止される。更に司教区との司法権を巡る論争も、異端審問所にとっては大きな問題であった。中世異端審問の頃から近世に至るまで、理論上は司教が異端に対する主たる裁判権を握っていたと言えようが、スペイン異端審問制度がこの領域での排他的司法権を主張するようになっても、司教達はこの本来所持している司法権限を実際に行使する気配はなかった。そしてその後、異端審問所と司教区の間で異端審問権に関する論争が起きるのであるが、両者にとって満足のいく形で問題が解決されることはなかった。司教自身は異端審問所の司法権の外にあり、本来は教皇によってのみ裁かれるという点に関しては中世異端審問所の見解も同様であったが、この問

⁹⁵⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 142-56.

⁹⁶⁾ José Martínez Millán, 'Structures of Inquisitorial Finance', *The Spanish Inquisition and the Inquisitorial Mind*, pp. 159-63.

⁹⁷⁾ Lea, *History*, II, 110.

題はスペインでは、コンベルソ出自の司教の割合がかなり高かったこともあって難しい問題であった。

ところで修道会も教皇の直接管轄下にあるのだが、一般に司教区の司法管轄権からは独立していた。異端審問所も国家機関ではあるが、その権限は直接教皇から由来したものであり、それを一つの根拠としてスペイン異端審問所は、スペインの全ての修道会士を信仰に関する事柄においてその傘下に置いて統制しようとしたのである。中世異端審問の時代から新しいスペインの異端審問制度においても、ドミニコ修道会が異端審問においては特別の地位を与えられたのであったが、その過程でフランシスコ修道会との関係が急速に悪化する。更にイエズ会もまた、異端審問長官バルデスと同様にドミニコ会出であったメルキオール・カノにより攻撃を受けることとなる。カノはイエズ会創設者イグナチオ・ロヨラの著書に異端の嫌疑をかけ、イエズ会の存在基盤を揺るがそうとする。このように異端審問所の権威を背景にドミニコ会は他の修道会に対する「介入」さえも躊躇しなかったのである。このような積極姿勢の背景としては、審問所側に国家機関としての自負があったと考えられる。しかし、異端審問制度におけるドミニコ会修道士の存在の大きさについては、それを過小に評価する見解も見られる。例えばドミニコ会修道士が異端審問長官まで登り詰めた事例は少なく、45人の異端審問長官のなかでトルケマーダやアントニオ・デ・ソトマヨール等6人と数えるほどでしかない。シスネロスはフランシスコ会士であったし、残りは全員修道会に関わりのない在俗司祭 (clero secular) 出身であった。その背景の一つとしては、国王側が、教皇との結びつきが強い修道会出身者 (clero regular) よりはやり柔軟な在俗司祭出身者と息が合ったことが指摘できる。管区の異端審問所も状況は同じで、例えばトレド管区においては、1482年から1598年の間の記録に残る57人の審問官の中でドミニコ会修道士はただ一人であった。しかも審問官の大多数は、神学者ではなくカノン法を専門とする法学者であった。⁹⁸⁾ それにもかかわらずヘンリー・ケイメンの主張に即してドミニコ会の勢力の強さを指摘するのは、時に異端審問長官と対峙することもあった異端審問最高会議におけるこの修道会の存在の大きさを否定できないからである。⁹⁹⁾

トレド大主教バルトロメ・カランサが異端の嫌疑でバルデス異端審問長官によって訴えられた所謂「カランサ事件」は、それが単に異端審問所と司教区との軋轢の表出であったばかりではない。セビージャ大司教のバルデスが、それより上位に位置するトレド大司教に対して抱いた妬みも背景にはあったかも知れない。いずれにせよこの事件は、キリスト教世界でもローマに継ぐ地位を持つスペインの大司教が被告になり、しかも裁判期間が17年間と異常に長く、

⁹⁸⁾ Pérez, *Breve Historia de la Inquisición en España*, p. 105.

⁹⁹⁾ José Ramón Rodríguez Besné, *El Consejo de la Suprema Inquisición: Perfil jurídico de una Institución* (Madrid, 2000), pp. 55-6.

カノヤソト (Domingo de Soto) 等の神学者の他に教皇自身が裁判過程に介入し、最終的には教皇が判決を下した点等から見て実に例外的な裁判であったとともに、異端審問所の全史で最も重要な事件であったとも言えよう。¹⁰⁰⁾ 更に言えることは、国家機関 (国王諮問会議) としての異端審問最高会議の存在が国王の権威に依拠していたと同時に、ローマ教皇庁を最終的拠りどころとする教会裁判所としての側面をも持ち合わせていた異端審問所の二面性からして、カランサ事件は国王特権と教皇特権のぶつかり合いでもあった。¹⁰¹⁾ カランサは 1545 年と 1551 年にトレント公会議へスペイン代表として出席した後、フェリペ 2 世のイングランド女王メアリー 1 世との婚姻に伴いイングランドに赴き、レジナルド・プール枢機卿と協力してオックスフォードやケンブリッジでの「異端」の撲滅に手腕を振るったと伝えられている。¹⁰²⁾ ブリュッセル滞在中にフェリペ 2 世の命により不承不承ながらトレド大司教職を引き受けたカランサは、おそらくスペイン神学界でカランサより優れた唯一の存在であった同じドミニコ修道会のメルキオール・カノによる追及を受ける。カランサが 1558 年にアントワープで出した『キリスト教教義問答注釈』 (*Comentarios sobre el Catechismo*) の内容が異端的と糾弾され、バルデス指揮下の異端審問所もカノの見解を採用することとなる。¹⁰³⁾ 元々エラスムスの影響を受けた時期もあり、その後もルター派のメランヒトンにやや傾倒していたとも伝えられるカランサであったが、トレント公会議もその正統性を認めたこの注解に対するカノ等の糾弾は、著書自体を貫く教義と言うよりはあくまで個々の表層的文言のレベルでの批判であった。カランサにとって不幸であったのは弾劾の時期が、プロテスタントの「巢窟」摘発時期と一致していたこ

¹⁰⁰⁾ José Antonio Escudero, 'Notas al proceso de Carranza' in *V Centenario del nacimiento del Arzobispo Carranza*, ed., Luis Suárez Fernández (Madrid, 2004), pp. 47-68. バルデスとの論争に関しては、José Ignacio Tellechea Idígoras, *Fray Bartolomé Carranza de Miranda* (Pamplona, 2002), pp. 379-461; Eloy Benito Ruano, 'El adversario: Fernando de Valdés, Inquisidor General', in *V Centenario*, ed., Fernández, pp. 113-131 を参照。

¹⁰¹⁾ カランサ事件の直前のスペインと教皇庁の関係は、緊迫感を維持しながらも最悪の時期は脱していた。1556-7 年の反ハプスブルクの教皇パウルス 4 世との戦いに勝利したイタリア方面司令官アルバ公は、1557 年 9 月に教皇に謁見し教皇に対するスペインの恭順の意を伝えている。Thomas J. Dandeleit, *La Roma española (1500-1700)* (Barcelona, 2002), p. 77 (原題 *Spanish Rome 1500-1700*)。パウルス 4 世の支援に加わったフランスのギーズ公軍や教皇軍を打ち破り、ナポリに対するスペイン国王の主権を教皇に再度認めさせて、アルバのイタリア遠征は成功裏に終わったと思われた。しかし実はこの頃からスペインのイタリア政策はマドリッドにおいて、アルバ公のライバルであるルイ・ゴメスの影響下にあったイタリア諮問会議 (Consejo de Italia) によって遂行され始めていた。Henry Kamen, *The Duke of Alba* (New Haven & London, 2004), pp. 48-50.

¹⁰²⁾ William H. Rule, *The Brand of Dominic or Inquisition at Rome Supreme and Universal* (New York, 1853), 197. カランサの生涯に関しては、*Ibid.*, pp. 194-210 を参照。カランサのメアリー 1 世に対する影響力は明確ではないが、母キャサリンがアラゴン王国出身であることから、スペインの影響力に寛大であったことは容易に想像できる。先述したように、プロテスタント指導者の処刑にもスペイン人の影響があったとする見解は、イギリスの研究者には根強く存在する。Loades, *The Oxford Martyrs*, p. 158.

¹⁰³⁾ ブリュッセル滞在中のカランサに関しては、Tellechea Idígoras, *Fray Bartolomé Carranza de Miranda*, pp. 279-311 を参照。『教義問答注釈』については、Soledad Gómez Navarro, 'El Proceso del Arzobispo Carranza', *Los Grandes Procesos de la Historia de España*, Santiago Muñoz Machado, ed., pp. 239-35 を参照。

とである。以後教皇庁と異端審問所の司法権を巡る争いが始まるのであるが、教皇庁はカランサに対する諸権限を有していること、要するにスペイン国内の司教への統督権の保持を主張し、フェリペ2世はそのような主張はスペインへの内政干渉であるとして、カランサの教皇庁への引渡しに応じようとしなかった。

最終的にスペイン当局はカランサと関連書類のローマへの引渡しに同意したが、その後のスペイン側の非協力的態度や両者の司法権を巡る主導権争いによって、裁判は更に長引くこととなる。カランサは本来審問されるべき唯一の地であるローマに送還されたのであるが、スペイン異端審問の裁判手続の不備を教皇が指摘するなど対立は解けず、その中でピウス5世を継いで新しく教皇となったグレゴリウス13世によって出された評決は、スペインの意向に配慮した一種の妥協案であった。まずスペインは、ローマでの審判に異端審問官を送り一応面目を保った形になっている。カランサの著書は非難されて出版禁止となり、指摘された「誤謬」の撤回を求められた。しかしカランサ自身は著書の出版禁止はあったものの、異端の嫌疑に関しては無罪放免となりイタリアのオルヴィエトにある修道院へ隠遁することとなった。そのため、スペイン当局にとってはやや釈然としない評決であったと言えるし、教皇庁にとっては、司教に対する統督権限を確認できたとの点において満足な結果であったと考えられる。またフェリペ2世は、異端審問所の司法権に関して教皇庁や公会議が干渉することのないように、ローマ駐在のフランシスコ・デ・バルガス (Francisco de Vargas) やトリエントのルナ伯等の大使を使って適切な措置を取っている。カランサ事件は、古い解釈では異端審問所の職務遂行の行動によってもたらされた事件とされたが、その後マラニオン (Gregorio Marañón) やテレチェア・イディゴラス (José Ignacio Tellechea Idígoras) 等による新解釈が現れ、カランサ逮捕の原因を、教会内闘争、バルデスのカランサに対する個人的恨みと嫉妬心、プロテスタントの浸透に対する過剰な反応等に求めるようになった。¹⁰⁴⁾ 一方、カランサ事件後フェリペ2世は、司教区巡回の義務や不在司教に対する警告等、司教区の本格的改革に取り組むようになる。これなどはトリエント反宗教改革の改革議論を具体化した措置であると同時に、カランサ事件のもたらした数少ないプラスの側面である。¹⁰⁵⁾ 総括すれば、カランサ事件における教皇庁との司法権闘争に代表されるように、フェリペ2世統治期前半の対バチカン外交は、バルガス、レケセンス (Luis de Requeséns)、ズニガ (Juan de Zúñiga) と続く駐バチカン・スペイン大使の言動の不安定さもあってとても成功したとは言えない。教皇側も、イングランドやネーデルラントにおける

¹⁰⁴⁾ Jose Ignacio Tellechea Idígoras, *El Arzobispo Carranza y su Tiempo* のウィリアム・ジョーンズによる書評を参照。William B. Jones, *The Hispanic American Historical Review*, vol. 50, no. 1 (Feb., 1970), pp. 127-8.

¹⁰⁵⁾ A.D. Wright, *Catholicism and Spanish Society under the Reign of Philip II, 1555-1598, and Philip III, 1598-1621* (Lampeter, 1991), pp. 24-6; C. Gutierrez, 'Concilio de Trento', *Diccionario de Historia eclesiástica de España*, eds., Aldea, Marin y Vives (Madrid, 1972), pp. 483-93.

「異端」に対するスペインの行動を積極的に支持することもなく、両者の関係は悪化の一途をたどった。このような状況下で起きたカランサ事件は、スペインにおける両者の司法管轄権を巡る争いを更に緊迫化させたと言える。¹⁰⁶⁾

8. 異端審問所と世俗権力の衝突（特別法フェロとアントニオ・ペレス事件）

これまでの歴史解釈では、異端審問所が教会裁判所というよりは世俗法廷であることが強調されてきた。そのような議論を支える証拠としては、異端審問最高会議が、教会ではなく政府の諮問会議であったこと、フェルディナンド以降歴代国王が異端審問官の任命、解職に関しては絶対的権限を握っていたこと、16世紀初頭においては議会コルテスによる異端審問所改革に向けての請願が全て国王宛になされたこと、そして何よりも、審問所はその財政基盤を国王に依存していたこと等が挙げられる。しかし他方で、審問所が教会裁判所の機能を備えていたことも事実である。国家機関である異端審問最高会議はともかく、教皇はスペイン異端審問所が司法機関であることは認めていた。異端審問所が二面的性格を保持していたことは事実であり、問題は聖俗二つの側面の間のどこに境界線を引くかであった。例えば世俗の捕吏たるファミリアルに対する司法権については、異端審問所と世俗裁判所の間に常に軋轢があった。異端審問所自体も、世俗権力の統制は免れたいが世俗的権限は行使したいという、若干虫のいい解釈を堅持しており、その意味では聖俗どちらかの二者択一の議論ではなく、言わば両方を兼ね備えた異端審問所としての独立した組織体をイメージしていた節もある。このような権限を背景に異端審問所は、たとえ国王の裁判所が反対した場合でも、王室代理人コレヒドールのような国王の官吏に逮捕状を出すこともあった。ところで、異端審問所と世俗権力の衝突が最も激しかったのは、特別法フェロを持つアラゴン王国であった。異端審問最高会議は当然のことながら16世紀半ばにはアラゴンの特別法に従わないことを明言したし、またカタルーニャ語域（バレンシアを含め）においては、住人がカステイージャ語を理解することから、証言録等はカステイージャ語での表記が求められた。しかし、異端審問所に最も敵対的であったカタルーニャは、1643年にはカステイージャの異端審問制度を排除し、昔の教皇異端審問制に戻っている。もちろんその約10年後にはバルセローナが陥落し、カステイージャの制度が再導入される。一方アラゴンやバレンシアにおいては、異端審問所との抗争はファミリアルとモリスコを巡る争いが多

¹⁰⁶⁾ Michael J. Levin, *Agents of Empire, Spanish Ambassadors in Sixteenth-Century Italy* (Ithaca and London, 2005), pp. 67-8, 138-9. 但しカランサ事件終結の頃、即ちグレゴリウス13世が教皇に就任した頃のフェリペ2世の対教皇庁政策は慎重であった。フェリペはナヘラ公 (Duque de Nájera) をローマに送り、パチカン駐在大使スニガと相談の上で教皇に会い、教皇に選出されたことに対して祝辞を述べるとともに、フェリペの全面的協力を約束するように1572年7月1日付書簡で命じている。José Ignacio Tellechea Idígoras, *Felipe II y el Papado Tomo II (1572-1598)* (Madrid, 2006), pp. vii-xv, 9-14.

かった。特にモリスコに対して審問所の訴追の手が伸びると、大土地所有者で彼らを労働者として雇い入れている大貴族は、挙って異端審問所の司法権限に対し異議を唱えだしたのである。ところで、カスティージャにおける審問所への反発は、基本的に高等裁判所、コレヒドール、マドリードの国務会議等の国王機関によるものが中心を占め、16世紀の後半を通じて政府指導部による異端審問所批判は、審問所の司法権の及ばない案件への介入を戒める内容であった。これを見ても、王権にとっては、異端審問所が徐々に財産と言うよりはむしろ障害になることが多かったと考えられる。17世紀にも異端審問所は、今日の最高裁にあたる大法官廷(chancillería、高等法院とも訳され、上述のように1489年にバジャドリードに、遅れてグラナダに設置された。更にここからカスティージャ会議に上告することも出来た)等と事を構えることが多く、時に市当局、大司教、大法官廷の三者連合を相手にすることもあった。このような審問所が、果たしてスペイン絶対王制の形成に寄与したかについては疑問が残る。確かにフェルディナンドの統治期やフェリペ2世期には、全国に展開する国家機関としての審問所を国王が利用した側面は否めないが、実際に司法管轄権が異端審問所と重なり合う世俗裁判所や教会裁判所、或いは同じく王権をバックボーンとする国務会議等政府指導層の異端審問所批判には厳しいものがあった。¹⁰⁷⁾

ところで、国王が異端審問所を政治的道具として自身の政策遂行に利用した最大の出来事は、その後黒伝説流布の一つの契機ともなった「アントニオ・ペレス事件」であった。1573年に侍従長(sumiller de corps)としてフェリペ2世の活動を支えてきたエボリ派(el Partido Ebolista)の頭首ルイ・ゴメス(Ruy Gómez de Silva)が死去すると、ペレスは宮廷内で最も力あるこの派閥を率いて国王の政策決定にも多大な影響を及ぼす。フェリペ2世の信頼を得たこの若い指導者は、ルイ・ゴメスの片目の未亡人で美貌のエボリ夫人アナ(Ana de Mendoza y de la Cerda, Princesa de Eboli)とも関係を持っていたとされ、この時期権力の絶頂にあった。¹⁰⁸⁾この事件の契機となったのは解決の見通しの立たないネーデルラント情勢であったが、反乱軍との調停を進めようとするアントニオ・ペレスは、フェリペ2世の異母兄弟ドン・ファンと彼の寵臣エスコベド(Juan de Escobedo)が反乱軍と気脈を通じ合っているとして、ちょうどマドリードに派遣されてきたエスコベドを殺害する。ペレスこそ反乱軍との間で交渉を行っていた張本人であったが、その発覚を恐れたペレスはマドリードの路地でエスコベドの殺害を挙行する。問題はこの殺害計画にフェリペ2世が間接的に関与していたことであり、それを知るべ

¹⁰⁷⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 157-69.

¹⁰⁸⁾ Henry Kamen, *Philip of Spain* (London, 1998), p. 166. エボリ夫人アナについての詳細は、Helen H. Reed, 'Mother Love in the Renaissance: The Princess of Éboli's Letters to Her Favorite Son', *Power and Gender in Renaissance Spain*, pp. 152-76.を参照。

レスとの関係が微妙なものとなっていった。¹⁰⁹⁾ ペレスはコンベルソの出自と言われ、アルバ公やチンチョン伯といったカステージャの大貴族がライバルとなる一方で、彼の支持者にはポルトガル出身のルイ・ゴメスから引き継いだポルトガル人が多かった。¹¹⁰⁾ ペレスの調書を読んだフェリペ2世はエスコベドの無罪を確信し、彼の殺害に王自身が関与したことが漏れることを恐れてペレスとアナの逮捕に踏み切る。この謎多き事件は、ペレスが収監を逃れてアラゴンに逃亡した時点で新しい展開を迎える。ペレスはフェリペの追跡の手から逃れるために、アラゴンの特別法 *fueros* を最大限利用する。アラゴンの地に逃げ込んだペレスを訴追する手段は法的には異端審問所のみであったが、審問所はペレスの異端を立証する必要があった。ペレスの海外逃亡ルートが、プロテスタント地域であるフランス南西部ピレネー山中のベアルンを通過することが当地での異端者との協議を意味するとして、やや強引な形ではあるがペレスに異端の嫌疑がかけられたのである。その後サラゴサに逃亡したペレスは、特別法による保護を期待してアラゴン法廷である大審院 (*justiciazgo*) での審判を要求する。大審院の牢獄に収監されたペレスは、身の安全が保証されて牢獄の中から自身の身の潔白と反フェリペ2世の運動を展開しようとする。それに対して審問官はペレスをアルハフェリア宮殿に移送するが、暴徒によって再び大審院牢獄に戻される。アラゴン副王が殺害されるに及んで、フェリペ2世は軍隊を差し向けて暴動を鎮圧する。その後の対応は、マドリードのアラゴン諮問会議 (*Consejo de Aragón*) において議論され、対アラゴン強硬派のチンチョン伯の意見が支配的となり、アラゴンの特別法は無残にも踏みにじられることとなる。ペレスはベアルン経由でフランス、そしてその後イングランドに逃れ反フェリペ2世の言動を継続する。¹¹¹⁾ ところで、ペレスの死後、彼の家族は1592年のペレスに対する異端の有罪判決に対し、法的復権を申し立て認められる。このペレス復権審査過程の中で、サラゴサのアラゴン異端審問所が *Libro Verde de Aragón* と呼ばれる系図を作成し、ユダヤ人を祖先に持つもの達、コンベルソの主要人物達をリストアップしていたこと、既にそのコピーが多く出回っていることが明らかになった。異端審問最高会議はアラゴン管区異端審問所に対して、*Libro Verde* のコピーの回収と破棄、そして原本のマドリードへの送付を命じている。¹¹²⁾ 最終的にはフェリペ2世のサラゴサ出兵により決着がつけられたアラゴン特別法問題であったが、アラゴンの管区異端審問所の対応に関しては国王側近はいたって冷やかか、管区異端審問所が管轄外の事柄に対して干渉しないように1591年7月14日の文書で国王に進言している。¹¹³⁾ 勿論アラゴン管区異端審問所側にもペレス事件につ

¹⁰⁹⁾ Victor Fairén Guillén, *Los Procesos Penales de Antonio Pérez* (Zaragoza, 2003), pp. 159-211.

¹¹⁰⁾ Patrick Williams, *Philip II* (Basingstoke, 2001), pp. 144-5.

¹¹¹⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 170-3.

¹¹²⁾ Monter, *Frontiers*, p. 103-4.

¹¹³⁾ 'Con esta ocasion no puede excusar esta Junta de apuntar por sus obligaciones para que para conservar la autoridad del Santo Oficio de que pende la conservacion de la fe en estos Reinos, importa

いては介在する理由があったわけで、それはまずフェリペ2世の聴罪師パドレ・チャベスによって指摘され、後にアラゴン管区異端審問所判事団によって持ち込まれたペレスに対する異端の嫌疑である。¹¹⁴⁾ ペレスは、彼の罪深さはともかくとして自身は正統派カトリック教徒であったと思われるが、このような嫌疑に対しては審問する権限は異端審問所にはあったと言えよう。

9. 異端審問所の審判過程

異端審問所の裁判過程は、基本的に 1484 年に出されたトルケマーダの 28 か条の通達 (Instrucciones) に基づいている。トルケマーダはこの通達作成に際し、Nicolaus Eymeric の *Directorium Inquisitorum* を参考にしていると考えられるが、彼はその後も 1488 年と 1498 年に通達の補足を行っている。¹¹⁵⁾ この指令に基づく審問所の裁判手続きであるが、異端審問官はまず信任状をその地の教会と世俗権力に提出し、住人にミサへの出席を告示する。ミサでは、説教の後に異端審問所への支持を住民に誓約させ、「恩寵の勅令」(edictos de gracia) を読み上げる。この勅令には異端のリストが記載されており、良心の呵責を取り除くために (para descargar sus conciencias) 前に出て自分自身或いは他人を告発するように促される。「恩寵の勅令」と呼ばれるのは、約一ヶ月間の「恩寵の期間」(período de gracia 或いは tiempo de gracia) 内に表に出て来て自分自身と他の者達の異端の罪を告白する者には、教会との和解の可能性が与えられるからである。その後「恩寵の勅令」は「信仰の勅令」(edictos de fe) に変更され、恩寵の期間、即ち痛みを伴わない和解期間が省かれることになる。このように「恩寵の勅令」は告発者の数を増やし、その結果異端審問官にとっては異端情報収集の手段となった。16 世紀を通じて「信仰の勅令」には公式版は無かったが、異端のリストには、当初はユダヤ人やイスラム教徒のみが挙がっていただけであったが、後にルター派や照明派が付け加えられ、更には迷信や道徳・風紀違反、そして教会や異端審問所に対する敵対的態度等も含まれることとなる。異端審問官への情報が、自身の調査によってではなく殆ど住民からもたらされたものであったことは、異端審問制度の一端を住民が担っていたことを表わしている。異端審問所は当初は巡回裁判所であったため、異端者を求めて巡回調査に出ることが多かったが、時が発つにつれて巡回の頻度も少なくなってくる。当然のことながら巡回は審問官達には不評であったが、その

mucho no meter este Tribunal en cosas que sean fuera de las que propiamente le tocan.' Biblioteca Francisco de Zabálburu, Altamira, 186, D.15/2. マドリードのサバルブル文書館 (Archivo Biblioteca Francisco Zabálburu) 所蔵のこの文書の検索に関しては、同文書館のメルセデス・ノビエンブレ氏の助言を得た。

¹¹⁴⁾ Gregorio Marañón, *Antonio Pérez* (Madrid, 2002), pp. 787-8.

¹¹⁵⁾ 28 か条通達は、Rafael Sabatini, *Torquemada and the Spanish Inquisition A History* (London, 1927), pp. 139-67; Jean Dumont, *Proceso contradictorio a la Inquisición española* (Madrid, 2000), pp. 121-2 を参照。

理由としては、巡回期間が長くしかも時には審問所に敵対的な貴族等の私有地を通過する必要もあったからである。しかし限られた審問官の人数で、広大な地域をカバーすることは不可能に近く、自ずと巡回対象地域は、違反者からの罰金を集めやすい都市に集中する傾向があった。このことは、異端審問所の目が田舎の地域には届かなかったことを意味する。

裁判の過程では、異端審問所での証人は他の世俗裁判所と比べ名前が伏せられている分有利な立場にあった。しかしこの事実が、悪意ある証言や偽証の温床となった。元々異端審問裁判は公開の原則を保持していたが、16世紀以後徐々に秘密主義が制度一般に蔓延るようになっていった。スペイン異端審問所における被告尋問過程に関して、厳しい拷問と秘密主義が長い間その特徴とされてきたが、20世紀に入って学界では、拷問に関してはそれがそれ程激しいものでなかったことが認められつつあるが、秘密主義に関しては現在も定説となっている。この秘密主義のために、異端審問制度の方法や手続きに関して外部の人間が知ることは限られていた。この異端審問制度の内部規則は、トルケマードの時代に作成されたものであったが、審問所内部での使用が目的で外部に知らされることはなかった。その後更なる秘密指令 (*cartas acordadas*) が、異端審問最高会議から末端の審問所に送付されるかたちで内部規則に補足されている。¹¹⁶⁾ このような状況であるから、異端審問制度に対して各種中傷や非難が持ち上がった背景としては、審問所自体のこの秘密主義に大きな原因があったことは否めない。本来異端審問所は「通告」(ほぼ密告、*denuncia* 或いは *denunciación*) と呼ばれる秘密過程によって案件の処理を開始するのであるが、この「通告」と呼ばれる裁判過程は、他の世俗裁判所や教会裁判所がとる「告訴」(或いは告発、起訴、*acusación*) と呼ばれる過程とは大きな違いが存在する。告訴者は有罪判決の場合被った被害者に対し金銭的賠償を期待できるが、異端審問制度における通告者は被害者ではなく神や教会に対し犯された犯罪を審問所に通告する言わば証人であるため、有罪判決が出た場合でも賠償が得られることはない。¹¹⁷⁾

このような外部に対する秘密主義の一方で、審問所内部の情報の流れは非の打ち所がなく、行政事務機関は裁判や組織に関する細やかな点まで記録に残すことに腐心し続けた。これは詳細な史料を求める後世の歴史家にとっては朗報である。ところで被疑者逮捕の前に、当該案件の証拠が調査官 *calificador* として働く神学者或いはカノン法学者によって吟味され、容疑が異端に関わるものかどうか決定される。調査官に提示される証拠は、その前に審問官と被告との糾問手続き的 (*inquisitorial*) やり取りから生まれる証言録取書に基づくが、そこには被告が自

¹¹⁶⁾ Monter, *Frontiers*, p. 72.

¹¹⁷⁾ Kagan, *Inquisitorial Inquiries*, p. 15. 但し、異端審問の審問過程の一番最初に形式的には告訴 *acusación* の段階はあるわけで、異端審問官の前で他人を異端の罪で訴えその人物に反証の責務を負わせた段階で、裁判過程での告訴がなされたことになる。これに対し *denuncia* は、裁判官が刑事訴訟の審理を開始した段階以後に関係する手続きである。María del Camino Fernández Giménez, *La Sentencia Inquisitorial* (Madrid, 2000), pp. 23-4.

分の生い立ちや人との出会いを自叙伝的に描写した文章 *discurso de su vida* が含まれる。¹¹⁸⁾ 異端の容疑を立証する十分な証拠があると判断されると、逮捕状が請求され容疑者の身柄の拘束となる。しかし、時に逮捕が捜査に先立ってなされることも多々あったようである。調査官の同意により証拠が立証された状況下で行われた逮捕であったため、被告は裁判の始めから有罪を確定されたのも同様で、自身の無実の証明のための反証は被告側の努力と負担となった。逮捕は被告の財産や所有品の差し押さえを伴い、差し押さえ物件は判決の日まで異端審問所の管理下に置かれた。全ての所有物件が公証人の立会いの下で記録されたが、この記録こそ現在研究者にとっての史料の宝庫となっている。そして被告の拘留にかかる費用は、差し押さえ物件の中から支払われた。審問官による事情聴取 (*audiencia*) が三度続けられると、審問所の訴追官 (*fiscal*) は告訴内容を見て容疑者を訴追するかどうか決める。そして訴追官は、告訴状を起草し容疑を被告に伝えるが、この段階で初めて被告はどのような罪状と証拠 (証人名は伏せられている) が自身に突きつけられているか理解する。¹¹⁹⁾ そして弁護士と協議して、弁護のための文書作成を準備するのである。三度の聴取が終わった段階で、更に完全な自白が必要とされる場合、審問官には拷問を命じる権限がある。そして拷問の種類は、僧侶が他人の血を流すことを禁ずる指令に準拠するもので、当然流血は避けられた。¹²⁰⁾ ここで注意すべきことは、異端審問所の尋問には拷問が付き物であったというのが一般的印象ではあるが、他のヨーロッパ諸国の裁判と比スペイン異端審問所での拷問が特に多かったわけではない。更にスペイン国内の世俗裁判所と比べ、異端審問所の拷問は頻度も少なく程度もそれ程激しいものではなかった。実際異端審問所は、例えば証言のような拷問と比べてより「科学的」方法を用いて、被告の自白を引き出したと言われている。¹²¹⁾ このため世俗裁判所に収監された被告が、神を冒瀆したり、自分はプロテスタント教徒であると主張したりして、世俗裁判所から異端審問所への収監先の変更を求めようとした者も現れた。アントニオ・ペレス事件は、この逆の珍しいケースである。しかし、1530年代にユダヤ教徒に対する尋問が始まると、一時的に状況は一変する。ユダヤ教徒と同様にプロテスタント教徒に対しても、そのアジト解明や情報を引き出すためにしばしば拷問が使用された。ユダヤ教徒は異教徒であり、プロテスタント教徒にはフランス人を始め外

¹¹⁸⁾ Kagan, *Inquisitorial Inquiries*, pp. 14-16; Dumont, *Proceso contradictorio*, p. 125.

¹¹⁹⁾ Pérez, *Breve Historia de la Inquisición en España*, p. 107.

¹²⁰⁾ Kagan, *Inquisitorial Inquiries*, pp. 16-7.

¹²¹⁾ Lea, *History*, III, 1-35. このような見解に対して、現在でもスペイン異端審問所における拷問の激しさをややセンセーショナルに指摘する著作もある。Simon Whitechapel, *Flesh Inferno: Atrocities of Torquemada and the Spanish Inquisition* (2002); Euid A. Goldberg & Norman Itzkowitz, *Tomas de Torquemada: Architect of Torture during the Spanish Inquisition* (2007). ホワイトチャペル程の過激さは無いが、同じくカトリック教会批判の立場から書かれ、拷問についてもスペイン異端審問の激しさを強調した著作に Cyrus Mason, *History of the Holy Catholic Inquisition* (Philadelphia, 1835)がある。"The inquisition has uniformly adopted the vices of all other tribunals, and even added to them; but in "the torture" it astonishingly surpassed them." *Ibid.*, p. 151.

国人が多かったことも、拷問の使用を心理的に容易にした原因であろう。

異端容疑者逮捕後の異端審問所の役割は、被告に罪を認めさせ、自身の罪に対して悔悛させて審問所の判断に従わせることであった。その意味では、異端審問所は真実を追求する法廷と言うよりは懲戒機関として機能した。不評を買った証人の匿名性は別として、審問所は大方カステージャの法廷の原則に準拠していた。異端審問法廷では、多くの場合被告は容疑に対して真の弁護人の助け無しで自身の弁護を即座にする必要があった。弁護人の採用は認められていたのであるが、16世紀半ばには弁護人 (*abogados de los presos*) は異端審問所の役人である場合が多く、被告の不信を買う場合も多く見られた。¹²²⁾ 弁護人が与えられた職務を良心に基づいて遂行しなかったわけではないが、被告の異端を弾劾しつつ被告を弁護するという二面性を維持することは、非常に微妙で困難な職務であった。実際彼らは、被告の弁護よりは被告を自白に導くことに精力を傾けた。評決には *consulta de fe* と呼ばれる答申委員会を組織する必要があり、委員会の構成メンバーは異端審問官、司教代表、それから神学と法律に長けた顧問 *consultor* であった。例えばバルセローナでは、評決は異端審問官達と *real audiencia* (カタルーニャ語で *reial audiència*) と呼ばれる高等裁判所を代表する2名の出席のもとで決せられた。評決において異端審問官と司教代表が合意すれば、それによって結審となったが、もし両者の間に合意が見出せなければ、評決は異端審問最高会議に委ねられた。18世紀になるとこの最高会議の下に異端審問制度の中央集権化が進み、地方法廷の力も弱まり答申委員会は消滅していく。結局、このような異端審問制度の最大の欠点は、原告に対する反対尋問が許されないなど、被告に適切な弁護を保障することが出来なかったことである。また裁判において異端審問官は、原告側と弁護側の双方の役割を演じることとなったが、そのことは裁判が審問官の性格や審議の雰囲気によって左右される状況をもたらした。¹²³⁾

ところで評決においては、被告は無罪となるか、苦行を課される懲罰、そして火刑(人形を燃やす場合もあった)が考えられた。終身刑は今の日本の無期懲役の判決と同じように殆どは永久に監獄につながれることはなく、しかも拘留場所としては費用のかさむ監獄とは限らず、被告が自宅にほぼ軟禁状態に置かれる場合もあり、或いは修道院等に送られる事例もあって、これらの刑に処されるのは比較的穏健な刑罰であったと言えよう。その中で火刑以外に被告によって最も恐れられた刑罰は、被告はもとよりその家族にとっても大きな屈辱となるサンベニートと、国王フェルディナンド期に始まったガレー船漕ぎの刑であった。16世紀半ば頃からスペイン海軍が関与する海戦が増えるにしたがって、その需要に合わせるように異端審問所か

¹²²⁾ このような弁護人は異端審問所によって提供されたのであるが、その弁護人資格としては、正統カトリック信仰を持っているほかに、弁護人自身と妻の「血の純潔」が証明されることが必要であった。Raymond E. Barbera, 'Fernando de Rojas, Converso', *Hispania*, vol. 51, no. 1 (Mar., 1968), p. 140.

¹²³⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 174-97.

らガレー船に送られる罪人の数も増えている。直接異端には関係ないが、一時期異端審問所が風紀関連の裁判案件に大きく関わりだした頃に増加した重婚や男色等で咎められた者は、通常ガレー船の漕ぎ手として送られた。特にフェリペ 2 世は、拡大するガレー船団が 8000 人以上の漕ぎ手を必要としたために、罪人に対してガレー船送りの刑を執行するように世俗裁判所に圧力をかけ続けた。フェリペ 2 世は、同じような圧力を異端審問所にもかけたと思われる。異端審問所はこのような科刑を *unpaid penance at the oars* と呼んで、国家への奉仕を正当化しようとしている。¹²⁴⁾ ガレー船漕ぎの刑を歓迎したのは、漕ぎ手を必要とした国家だけでなく、異端審問所にとっても監獄での罪人拘束費用の節約に繋がった。1569 年のアンダルシアでの反乱以降は、モリスコがこの刑罰を受けることが多くなった。火刑は、一般に考えられているようにスペイン異端審問所で特に多くまた残忍に執行された刑罰ではなく、他のヨーロッパ地域でも執行され、先述したセルヴィータスの火刑の例を挙げるまでもなく、カルヴァンのジュネーブでは公に執行され周辺のスイス宗教改革諸都市等の批判を浴びた。火刑等流血を伴う刑罰は、異端審問所を含め教会裁判所が直接執行することはなく、罪人が世俗権力に引き渡されて (*relajado, relaxed*) 執行された。火刑に処されたのは、悔い改めない異端者か、一端は異端の罪で捕らえられ許された後再び異端信奉に走った再犯異端者 *relapsos* であった。また一般の認識とは違い火刑に処された罪人の絶対数は少なかったが、一方で異端に関わる案件については、火刑の対象者はユダヤ人やイスラム教徒関係の者に集中する傾向があった。処刑は一般のスペイン人にはそれ程大きな衝撃とはならなかったが、コンベルソにとっては大きな重荷となった。このような火刑を一種「他人事」とする一般スペイン人の気楽な態度が、彼らに日常の宗教行動とは全く異質のアウト・デ・フェを見世物として楽しむメンタリティーを植えつけたとも考えられる。¹²⁵⁾ そしてそのような観衆を対象に異端審問所の存在意義を高めるために 16 世紀半ばにアウトを考案したのは、フェルナンド・デ・バルデスであり、プロテスタント教徒の巢窟発見がそれを後押ししたことは言うまでもない。しかしこのアウトが最も人気を博し、ある程度の頻度で開催されたのは 1570 年代までであり、それ以後は異端者数の減少がアウト開催の一つの障壁になった。実際マドリードのプラサ・マヨールで開催されたあの有名な 1680 年のアウトには、遠くはガリシアやアンダルシアから罪人が連れてこられた。アウトに掛かる費用は更に大きな問題であり、アウトを頻繁に開催できない一つの原因でもあったが、逆にその希少性がアウトの人気の背景にあった。多くのスペイン人にとって一生で一度の体験であっ

¹²⁴⁾ Monter, *Frontiers*, pp. 32-4.

¹²⁵⁾ もちろんこのような見世物的性格だけでなく、アウト・デ・フェに悪魔祓いの機能の存在を示唆する意見もある。このような「儀式」に参列した者は、一種の清めの恵みを希求したとの解釈である。Denise Helena Monteiro de Barros Crolló, 'Auto-Da-Fé: A ceremony more than just words', *Revista de la Inquisición*, numero. 8, p. 113.

たとも言えよう。特にコンベルソやモリスコのいない地域での開催は、非常な困難を伴った。アウトの開催は、外国人や一般スペイン人に異端審問に対して一種の恐れを植え付ける意味を持つと考えられており、その意味では、異端審問所に対する反発からバルセローナにおいては市当局側からの出席がなかったことは審問所にとっては痛手であった。¹²⁶⁾

10. 異端審問所が扱う「異端」の時代的変遷

ウィリアム・モンターは異端審問所が追及した「異端」の時代的变化を、次の4つの時期に区分している。1) 1480年頃から1520年代中盤にかけての40数年間で、その追求の主な対象はユダヤ教からの「不誠実な」改宗者即ちコンベルソであった。2) 1525年から1630年までの期間で、この時期異端審問所は、カトリック教徒(旧キリスト教徒)を風紀違反や神の冒涇等のマイナーな違反行為を犯したかどで追及しており、およそ3分の2の事案は異端と呼ばれるほど重大な案件ではなかった。即ち、本来異端審問所のレーゾンデートルたるコンベルソ、モリスコ、プロテスタンティズムのような主要「異端」の追求は少数で、旧キリスト教徒である普通のスペイン人が軽い違反で訴えられたのである。3) 1590年頃からポルトガルから逆流入してきたコンベルソの問題が持ち上がるが、1630年頃にはこのようなコンベルソ追求の動きは頂点に達し、この流れは1720年代まで続く。4) 1834年までの最後の一世紀で、審問所の活動は停滞し特に重大な異端問題の発生は殆どなくなった時期である。¹²⁷⁾ヘニンセン(Gustav Henningsen)とコントラス(Jaime Contreras)が行った訴訟記録 *relaciones de causas* (マドリードの国立歴史文書館 Archivo Histórico Nacional の異端審問文書に保管されている) の統計調査やデデュー(Jean-Pierre Dedieu)の研究がこのような時代区分を可能にしたわけであるが、この時代区分には、特に1560年頃から半世紀にわたって持ち上がるプロテスタント教徒とモリスコに対する審問所の追求活動への言及が欠如している。¹²⁸⁾このような訴訟記録

¹²⁶⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 198-212.

¹²⁷⁾ Monter, *Frontiers*, p. 30; Jaime Contreras, *Historia de la Inquisición Española (1478-1834)* (Madrid, 1997), pp. 34-52.

¹²⁸⁾ しかしながらモンターは、著書の中でアラゴンやバレンシアのモリスコに多くのページを割いている。*Ibid.*, pp. 189-252. そしてコンベルソ迫害からプロテスタント追求へと異端審問所の関心対象が変遷する中で、その時代的橋渡しをしたのが照明派であった。前記の Alastair Hamilton, *Heresy and Mysticism in Sixteenth Century Spain: The Alumbrados* に照明派に関する詳細がある。ところで *relaciones de causas* (或いは *relaciones de procesos*) は被告人のリストであるが、そこには彼等の罪と罰に関する詳細が記載されており、特に1550年以降は、地方管区の異端審問所によって異端審問最高会議への提出のために作成された。John Edwards, 'Religious Faith and Doubt in Late Medieval Spain: Soria circa 1450-1500', *Past and Present*, no. 120 (Aug., 1988), p.5. ところでヘニンセンの研究で明らかになったことは、少なくとも1540年から1700年の間の約150年間は異端審問所がそれ程血に飢えた組織ではなかった点である。5万件にも及ぶ *causas* の統計調査で、アウト・デ・フェで処刑された罪人は僅か775人(全体の1.6%)であることが判明している。Monter, 'The New Social History and the Spanish Inquisition', p. 705.

を基礎にした区分に対し、スペインの政治的展開を基準とした時代区分もある。最初の区分は1517~8年頃のハプスブルク家統治期の到来と、一時分離していたアラゴンとカスティージャの異端審問所統合に始まる。そして次の区分は、1569年のスペイン領（カスティージャ領）アメリカでの異端審問所設立により審問所の活動が頂点に達した時期を含むこととなる。更にフェリペ4世統治期の政治的危機が異端審問制度に大きな影響を及ぼした時期を経て、最終区分は1700年のブルボン王朝への移行以後、審問制度の衰退の時期で終わることとなる。¹²⁹⁾元々カスティージャ的要素の強かった異端審問所であったが、その活動の絶頂期である16世紀後半から17世紀初頭にかけて、裁判件数でも「異端者」に対する懲罰の厳格さから見て、カスティージャに比べアラゴン王国の異端審問所の方が活発に活動していたことは注目に値する。スペイン人口の僅か5パーセントしか占めないアラゴンが、1570年から1625年の間に、異端審問所が執行した処刑の4分の1に関わった事実は大きい。¹³⁰⁾1530年からの100年間は、スペイン異端審問制度にとってはまさにアラゴンの世紀であったと言っても過言ではない。そしてハプスブルク家国王による統治期になると、異端審問所はアラゴン王国におけるカスティージャ政府の出先機関的機能を背負うこととなる。アラゴン王国の異端追求の動きは植民地においても同様で、カスティージャの植民地であるスペイン領アメリカよりもアラゴン植民地のシチリアの方が異端審問所はより活発に活動していた。そのため、地元住民の審問所に対する敵対的行為が顕著であったのも、シチリアやナポリ等アラゴン支配地域であった。モンターの著書は、この点に注目したものであるが、逆に言えば特別法フェロを持つアラゴン以東地域の統治のために、スペイン国王政府が異端審問所を利用した結果であるとも考えられる。

1500年代にキリスト教への強制改宗か国外追放かの選択を迫られ、その信仰の誠実さはともかくもうわべは改宗の道を選んだイスラム教徒はモリスコと呼ばれるようになったが、それ以前のキリスト教統治下のイスラム教徒（即ちムデハル）の時代から、異端審問所のイスラム教に対する活動は始まっていた。異端審問長官シスネロスはカトリック両王に対し、より強行にムデハルに対処するように嘆願するが、フェルディナンドは領内に多くのムデハル人口を抱えておりシスネロスより穏健な方策を望んでいた。シスネロスの見解は、1500年前後のムデハルの反乱によって彼らは降伏協定で認められた権利は全て喪失し、後は彼らには改宗か国外追放の選択しか残っていないと言うものであった。イスラム教徒に対する対応はカスティージャとアラゴンでは違っていた。フェルディナンドのアラゴン王国と違いカスティージャでは、イサベルがムデハルに対して寛容政策をとらず、洗礼か国外退去のどちらかの選択を迫っている。

¹²⁹⁾ Monter, *Frontiers.*, pp. 27, 30-1. ヘンリー・ケイメンに比べモンターは、スペインにおける異端審問所の活発な活動を強調し、審問所自体の地域における影響力の大きさを指摘する傾向が強いが、これは後者の研究が、地域的には審問所活動が活発であったアラゴン以東に焦点を合わせていたことと関係が深い。

¹³⁰⁾ *Ibid.*, pp. 48-9.

こうしてアラゴン王国においてのみ、ムデハル勢力はこの時期に寛容策の恩恵を受けることとなる。その背景には、アラゴンにおける土地所有貴族と議会コルテスの力がある。これら貴族の土地においては、ムデハルが安価で豊富な、しかも生産性の高い労働力を提供していた。こうしてムデハルは、1520年のコムネロスの乱まで独立した存在であり続けた。カスティージャでコムニダダスの乱が勃発した時、バレンシアでもヘルマニアスの乱 (Germanías) が起こり、反乱軍は貴族階級に対して都市革命を組織した。バレンシアは多くのイスラム教徒を抱えるが、殆どのムデハルは都市住民とは接点を持たず田舎に暮らし、大土地所有貴族に従属していた。¹³¹⁾ ヘルマニア指導層は、田舎において貴族階級の力を削ぐ最も簡単な方法は、貴族階級に従属するムデハルを解放することであり、ムデハルの強制洗礼によってそれを実行しようとした。結局ヘルマニアスは国王軍に敗北し、強制洗礼は無効と一般に考えられていた故に、ムデハルも元のイスラム信仰に戻ることも可能であった。しかし当局、特に異端審問所は新しい改宗者を失うことには難色を示した。このようなバレンシアのムデハルの状況を考えると、アラゴン王国の他の地域でイスラム信仰に寛容を示すことは最早出来なくなった。1526年以降スペインでは、イスラム教は公式には存在しないこととなり、全てのムデハルがモリスコになったことになる。16世紀後半に入ると、オスマン帝国やイスラムの海賊行為が緊張を高め、1568年からのアルプハラの蜂起の後には、レパント沖海戦での勝利にもかかわらず、イスラム勢力の侵略の脅威は決して取り除かれたとは言えなかった。オスマン帝国によるイベリア半島侵攻の可能性を前にして、スペイン国内のイスラム教徒が諜報活動や反乱に加わる危険性が強く指摘されたのもこの頃である。¹³²⁾ フェリペ2世が出した結論は1492年の措置に似たモリスコ追放であり、異端審問所もこの措置を指示する。しかしフェリペ3世の時代になるとレルマ公等が、追放によって洗礼を受けたものをバーバリの手に追いやり再度ムスリムに改宗させる是非を問いただす。アラゴン王国の貴族も、労働力としてのムデハルを失うことに強く反対の意を唱える。しかし、その後レルマ公が翻意すると、1609年には追放令が決定され1614年までに段階を踏んで実行される。その影響は、税収の減少や農業生産の低下となってスペイン経済に重くのしかかり、特にムデハル人口の割合が大きかったバレンシアやアラゴンでのインパクトは計り知れ

¹³¹⁾ モリスコと言ってもその地域差は大きく、例えば経済的に恵まれていたバレンシアのモリスコに対して、クエンカやカスティージャのモリスコは貧困に喘いでいた。グラナダのモリスコの殆どがシーア派であったのに対し、バレンシア・モリスコは比較的柔軟なスンニー派に属していた。バレンシア・モリスコは食事や服装でも旧キリスト教徒の習慣に近かった。しかし一方では、アラビア文字表記のスペイン語 (aljamiado) による文学がアラゴンやカスティージャの典型であったのに対して、アラビア語はバレンシアにおいて最も良く保護された。Ricardo García Cárcel, 'The Course of the Moriscos up to their Expulsion', *The Spanish Inquisition and the Inquisitorial Mind*, pp. 73-6.

¹³²⁾ Andrew C. Hess, 'The Moriscos: An Ottoman Fifth Column in Sixteenth-Century Spain', *AHR*, vol. 74, no. 1 (Oct., 1968), pp. 1-25.

なかった。¹³³⁾

モンターの分類でも示されたように、1580年代末にはポルトガルからのコンベルソのスペイン流入が大きな社会問題となる。ポルトガルでの異端審問所の存在がこのようなコンベルソの逆流の原因でもあるが、既に逆流はスペインによるポルトガル併合前の1570年代に始まっていた。そして1586年に、フェリペ2世の甥でポルトガル総督であったアルブレヒト大公がポルトガルの異端審問長官となると、その迫害の程度は激しさを増し、同時にスペインの異端審問所においてポルトガル出身コンベルソの出廷の件数が急増している。フェリペ4世期の1620年代に起こった国家財政破綻とオリバレス公の存在が、コンベルソの延命を一時的に後押しする。財政危機下オリバレスの支持もあってジェノヴァ銀行団に代わってコンベルソ資本家が一時興隆するが、オリバレスはその他にも「血の純潔法」に真っ向から反対するなど、公的なユダヤ人排斥主義に終止符を打とうとする。更にオリバレスは、スペイン財政悪化に対応するためにアフリカやレヴァントのユダヤ人と交渉を持ち、彼等の入国を強く求めるが、異端審問最高会議の反応は冷たかった。しかしこの不人気の急進策が、オリバレス凋落の大きな原因となったことも否めない。オリバレスの失脚とコンベルソ資本家失墜は、オリバレスが最も避けようとしていたスペイン交易階層の倒産と主要資本家の信用不安、王室が依拠する銀行団の縮小をもたらすこととなる。¹³⁴⁾

11. 結び

異端の訴追、特に当初はコンベルソ問題への対応を目的に設立されたスペイン（カスティージャ）異端審問制度であったが、対峙する異端の種類や内容は中世の教皇異端審問制度とは異なるものの、その裁判手続き、訴訟過程には共通するものが多々見られた。これは、スイスやドイツ等の他のヨーロッパ諸国における教会裁判所（場所によっては婚姻裁判所）がそうであったように、宗教改革等に見られる教義の変化に裁判制度が追いつかず旧制度の大部分を維持していった事実と類似する。スペイン異端審問制度は、これまで歴史家を含め多くの人々が疑わなかった裁判過程の残忍性を実際に持ち合わせていたとは思えないが、ただその訴訟過程の秘密性と被告に不利な審問手続きの故に、「黒伝説」の例に見られるような誤解を生むこととなった。時代とともにスペイン異端審問所が追いかける異端の種類も変遷するが、一言で言えば、イベリア半島における異端審問とは即ち、モリスコも含めたコンベルソ問題であったと集約で

¹³³⁾ Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 215-27.

¹³⁴⁾ *Ibid.*, pp. 250-2, 290-4; Lea, *History*, III, 292-3. オリバレスはこの頃、異端審問最高会議はもとより、異端審問長官ソトマヨールともことごとく対立している。Gregorio Maraón, *El Conde-Duque de Olivares: La Pasión de Mandar* (Pozuelo de Alarcón, 2006), p. 270.

きよう。ただこの本来宗教裁判所としての機関が、司法権の境界を巡って世俗裁判所と軋轢を生みながらも、訴追の対象とする異端の範囲を拡げていくことになった背景には、宗教裁判所的権能の他に、異端審問最高会議の設置に代表されるように異端審問制度そのものに国家機関としての側面があったことが強調されるべきである。この両面性こそスペインの異端審問制度の強みであり、また場合によっては弱点となった。異端審問所の存在が特に経済、財政分野におけるスペイン王国の衰退の一因であったとの見解には、筆者もヘンリー・ケイメンと同様に、異端審問所が経済や交易の分野に大きな影響を与えたと言い切れるだけの確証はどこにもないと言わざるをえない。他方、このような機関が 15 世紀末の設立以来約 350 年もの長きにわたって存在し続けた背景には、当局にとっては異端審問制度に何らかの有用性があったことを証明している。それは純粋に司法機関としての有用性と言うよりは、フェリペ 2 世が特に意識したように、むしろ異端審問所が国内統治上不可欠な存在、即ち政治的意義を持った存在となったからである。これこそ国家機関としての異端審問所がたどるべき宿命であった。国家機関としての存在意義と宗教裁判所としての役割を併せ持った異端審問所は、聖俗の境を曖昧にし、イベリア半島のみならず、海外のスペイン領においても地元の世俗裁判所との論争を繰り返した。また審問所のこのような不明確なアイデンティティーは、常に教皇庁との論争の火種となったのみならず、中世的叙任権論争とは違った意味で、カランサ事件に見られるようにスペイン王権とローマ教皇庁間の論争を複雑化させた。しかし、コンベルソ（モリスコを含む）やプロテスタント教徒、地域特権 *fueros* を盾に異端審問と戦ったアラゴン等の住人を除けば、一般スペイン人にとっての異端審問所は、ケイメンの指摘どおりそれ程大きな存在ではなかったと言えよう。これは、16 世紀のある時期に一時的に風紀裁判所的機能を果たすようになったものの、カルヴァンのジュネーヴ等と比べれば広大なイベリア半島でのその機能は限定的で、スペイン全土に張り巡らされた異端審問所網とのイメージからは程遠い現状であったからである。一般人にとって異端審問所は、常に意識させられる所謂「見える存在」ではなかったのである。その意味では、「黒伝説」によって審問所の機能が現実以上に誇張され、迫害・拷問等負のイメージが海外で定着したことは不幸なことであり、特にそのことが長らく客観的な異端審問所研究の妨げになったことは残念なことであった。

[本稿は、平成 18 年度専修大学研究助成（個別研究）による助成の成果の一部である。]

社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2008年11月19日(水) 定例研究会報告

テーマ： 近代東アジアにおける感染症と市民社会

報告者： 市川智生氏(総合地球環境学研究所)

「急性感染症と港湾労働力移動：1902-03年における横浜のペスト」

福士由紀氏(日本学術振興会)

「上海ペスト騒動(1910-11年)：20世紀初頭の上海社会と公衆衛生」

司会： 永島 剛(所員・経)

時間： 16:30~18:30

場所： 生田社研会議室

参加者数：9名

報告内容概略：

近代東アジアにおける「市民社会」形成を考えるにあたっては、理論的考察と個別具体的な考察の双方が必要である。本研究会では、そのような問題意識のもと、とくに後者(個別具体的な考察)を念頭に、二人の歴史研究者をお招きし、研究報告を伺った。中世ヨーロッパにおけるペスト(黒死病)の大流行は有名だが、今回の報告は、いずれもこれまで比較的言及されることの少なかった近代アジアにおいて流行したペストに関するものであった。市川報告は、20世紀初頭における横浜の腺ペスト対策が、社会構造や住民生活にどのような変化をもたらしたのかに注目したものである。なかでも、開港場である横浜の特徴として、綿花やコメの輸入にともなう病原体侵入、港湾労働者居住区における患者発生と強制隔離の施行、中国人居住区の問題などが指摘され、いわゆる「内地雑居」後の都市社会において防疫対策を施行することの難しさや問題点が提示された。福士報告の扱う上海も、外国人居留地たる租界と現地の人々がすむ華界からなる複雑な都市社会であった。外国人租界の当局者、現地政府官吏、商紳からなる上海総商会などが、衛生行政の主導権をめぐって混乱するなかで、ペスト騒動が起こった。これら二報告にしめされた事例をもとに、衛生政策のもつ管理性・強制性と「市民社会」との折り合いをどう考えるかなどについて、参加者全員で活発な質疑・議論が行なわれた。

記：専修大学経済学部・永島 剛

2008年11月22日(土) 定例研究会報告

テーマ： 韓国の民主化運動と『過去の清算』

—韓国民主化運動の『聖地』光州を訪ねて—

報告者： 内藤光博(専修大学法学部教授)

コメンター： 佐藤恭三(専修大学法学部教授)

司会： 古川 純(専修大学法学部教授)

時間： 14:00~16:30

場所： 神田校舎1号館72教室(7階)

参加人数：30名

共催： NPO法人現代の理論・社会フォーラム

報告内容概略：

内藤報告では、1980年5月18日の前後に起こった、韓国の「5・18光州事件」について、その内容とその後の韓国政治にもたらされた意味と影響について、概要、以下のような報告がなされた。

光州は、韓国の全羅南道の主要都市で、「抵抗の都市」と呼ばれている。それは、東学党の乱(1894年)に始まり、3・1独立運動(1919年)、光州抗日学生事件(1929年)、そして韓国建国後の光州民主化運動(1960年)の激しい民衆による抵抗の歴史に由来している。

光州事件とは、1980年5月、当時の全斗煥軍政下の光州で起きた民主化運動と軍事政権による弾圧事件であり、民主化運動に参加した学生や高校生、一般市民の被害者数は、死者207名、負傷者2,392名、その他の被害者987名(韓国政府発表)といわれており、けがや後遺症による死亡を含めると死者は606名(遺族会等市民団体による)に及ぶともされている。

光州事件は、結局、軍事政権により弾圧され、「光州事態」「暴動」「国家転覆を狙った不純な背後勢力の操縦(北朝鮮・共産主義勢力の謀略)によって発生した内乱」とされ、光州に対し政府による徹底的な差別的取扱いがなされたが、韓国の民主化の進展とともに、90年代以降は、「光州民主化運動は国史から受け継いだ民衆抗争の伝統を継承・発展させるきっかけとなった」とされ、金泳三・金大中・盧武鉉の3つの民主政権により、「歴史の見直し(過去の清算)」が始まり、2005年5月に「真実・和解のための過去史整理基本法」(通称「過去史基本法」)が制定されるにいたった。

「過去史基本法」の制定により、大韓帝国の保護国化を進めた1905年第2次日韓協約以降、植民地期の独立運動、解放から朝鮮戦争にいたる時期の民間集団殺戮、建国後不当な公権力行使によって発生した疑問死、大韓民国の正当性を否定するテロ行為について真相究明のための調査が行われ、被害者やその遺族に補償が支払われることになった。

光州事件については、「5.18 記念財団」による被害実態の調査と被害者および遺族への補償が行われており、80年代に始まる人々の「光州巡礼」により、光州は民主化運動のシンボルとなった。

最後に、現在の光州は、「民主・人権・平和精神」に基づく「アジア文化交流都市」と位置づけられ、アジアにおける平和と民主主義の中心都市となるべきことが、国家的プロジェクトとして進められていることが明らかにされた。

記：専修大学法学部・内藤光博

2008年12月6日(土) 定例研究会報告

テーマ： アイヌ先住民族国会決議を考えるシンポジウム

報告者： 上村英明(恵泉女子学園大学教授)

星野工(東京アイヌ協会副会長)

藤岡美恵子(法政大学非常勤講師)

島崎直美(札幌ウポポ保存会事務局長)

司会・コメンテーター：

千葉立也(都留文化大学教授)

内藤光博(専修大学法学部教授)

時間： 13:30～17:30

場所： 神田校舎1号館302号教室

参加人数：300名

共催： 社研特別研究助成「東アジアの市民形成と人権・平和・共生」グループ、NPO
法人現代の理論・社会フォーラム、葦牙の会、グループ“シサムをめざして”

報告内容概略：

今回の定例研究会は、上記4団体との共催で、2008年6月6日の「アイヌ先住民族国会決議」をテーマに、シンポジウム形式で行われた。

基調報告である上村報告では、第一に、2007年に国連で採択された「国連先住民族権利宣言」の起草過程と内容が説明され、先住民族の権利の内容について詳細に解説が加えられた。第二に、先住民族国会決議において、アイヌ民族に対する弾圧や不平等な取扱い、同化政策などの日本政府が行った歴史的な違法行為に関する記述が削られた点を重要視し、先住民族の権利に関する認識が極めて低い点が指摘された。第三に、先住民族の差別は、民主主義の原理の中で、少数者の権利が剥奪されることを意味し、大変な人権侵害を招くことが指摘され、少数者であるアイヌ民族の権利を担保する方策が重要であるとした。

「アイヌ民族からのメッセージ」をテーマとする星野報告は、人間と自然との調和、人間と人間との関わり方など、アイヌ民族の考え方が語られた。アイヌ文化の伝統的な文化やものの考え方を学ぶことの重要性、アイヌの学校を作る希望があれば、学びたい和人も受け入れていくべきであることなどが、報告された。

藤岡報告は、総務省が主張している「多文化共生」は、外国人が増えたことに対応するために打ち出された概念であり、「多文化共生」の名の下に、多民族の同化主義が肯定される契機となりうることを指摘した。また、現在ではアイヌに対する差別はないこと、多文化共生を肯定しつつ、国籍をとることによりフル・メンバーになるべきことを主張する議論について強く批判され、最後に、多文化共生を実質化するためには、過去から現在に連なる不正義をただすことが第一歩であるとした。

島崎報告では、『先住民族サミット』アイヌモシリ2008の重要性、そして日本政府への提言と「二風谷宣言」の意義が述べられた。また、これまでのアイヌ民族への差別や土地の収奪など不当な行為についての被害回復について言及がなされた。次世代のために、日本政府は謝罪すること、土地の回復など権利回復がなされるべきことが主張された。

質疑討論では、先住民の権利やアイヌの先住民族としての権利回復に関する質疑・討論がなされた。

記：専修大学法学部・内藤光博

2008年 12月6日(土) 定例研究会報告

テーマ： 中国における文化大革命研究の動向

報告者： 印 紅標 (北京大学国際関係学院教授)

その他： 通訳：劉文兵 司会：鈴木健郎

時間： 15:00～18:00

場所： 専修大学神田校舎7号館783教室

参加者数：15名

報告内容概略：

本学国際交流提携校である北京大学国際関係学院に所属する、中国における文化大革命研究の第一人者である印紅標教授に、「中国における文化大革命研究」および「文化大革命の社会的記憶」について、最新の学問動向を講演していただいた。本学非常勤講師の劉文兵氏の通訳、本学商学部(教養中国語)の鈴木健郎の司会により、参加者との活発な討論がおこなわれた。具体的内容としては、林彪事件、文化大革命における周恩来の役割、文化大革命中の毛沢東と鄧小平の関係について、最新の研究成果とそれともなう旧来の説の見直しや論争の経過が詳細に報告された。こうした政権上層部の動向とあわせ、文化大革命の大衆運動における「老紅衛兵」「保守派」「造反派」などの分岐と抗争の過程についても詳細な分析と報告がなされた。共産党内部の抗争と毛沢東による大衆動員の様相、文化大革命後期における民衆による社会批判活動の面についても報告があった。最後に、現代中国社会における文化大革命の記憶のありかたに関して、大陸・海外両方にまたがる具体的事例を挙げながら解説があった。情報の少ない中国における文化大革命研究の最新動向に接する機会となり、たいへん意義深い研究会であったといえる。

記：専修大学商学部・鈴木健郎

2008年12月10日(水) 定例研究会報告

社研「特別研究助成《東アジア市民社会形成と人権・平和・共生》」との共催

テーマ： 「中国の市民社会論批判」

報告者： 韓立新清華大学哲学部准教授

コメンテーター： 村上俊介所員

時間： 16:30～18:40

場所： 生田社研

参加人数： 7名

報告内容概略：

中国はこれからどうなるのか、近隣国としての日本にとっても強い関心事である。韓氏は、社会主義国を標榜してきた中国では、最近、「市民社会」論争が盛んになっていると注目すべき報告を行った。伝統的な社会主義論の枠組では解決できない諸問題を発生してきたからであろう。しかし、韓氏からみると、現在の議論では市民社会がとかく政治的次元に限定されて論じられ、経済の世界における市民社会がほとんど論じられない点を指摘した。市民社会は経済社会にも貫徹しなければならないと言う主張である。報告のあと、中国のその重要な動向について熱心に議論が行われた。

記：専修大学経済学部・内田 弘

2009年1月7日(水) 定例研究会報告

テーマ： 中国の労働市場と大学生の就職事情

報告者： 柴田弘捷(専修大学・文学部・教授)

時間： 17:00~19:00

場所： 専修大学生田校舎4号館4階・社会学大学院統合情報資料室

参加者数：15名

教員：柴田/鐘ヶ江/広田/宇都/馬場/嶋根/森/今野/大矢根/樋口

院生：服部/横山/田仲/サンチェス/小森田

報告内容概略(別紙、当日配布レジュメ添付)：

報告ではまず、中国労働市場の成立過程が簡潔に紹介された。ここでは、改革開放路線において、人民公社の解体、社会主義市場経済の導入、外資企業の進出、民営企業の発達、国営企業改革、等々の流れが概説された。そして、中国の労働市場として新規学卒者、農民工、転職市場の三つが紹介された。ここではまた、経済発展の中で雇用増大、所得水準上昇などの「陽」の側面のみならず、労働力需給のミスマッチ、格差拡大、物価上昇などの「陰」の側面の指摘もなされた。

次いで、企業が利用する求人ルート(新聞求人広告や民間職業紹介所=人材斡旋会社、さらには専門業界紙やインターネット等)、求職する側からのルート(インターネット利用の増加に加えて、特筆すべき点として「コネ」・従業員の推薦など)が紹介された上で、本報告のメインテーマである大学生の労働市場の分析が展開された。

1993年の大学卒業者勤務先配置制度(いわゆる「単位」における「分配」)廃止後の就職活動自由化における需給のミスマッチ(就職難)の実態が紹介され、これが大学改革(2003年教育振興プロジェクト=211プロジェクト:21世紀に100大学を世界水準に!!)による大学序列化・大学生の急増との関連で分析された。大学生の人材市場システムにおいては、昨今、職業適性測定システムや心理健康測定システムが導入されたり、内定辞退をする場合に違約金支払い義務が存在することなどが、具体的事例の紹介(北京のある大学院生の就職活動記録)とともになされた。

その上で、中国大卒者の就職意識(職業観)変容の一つのポイントとして、2008年就業傾向調査が紹介され、外資系企業の人気に代わり、大陸民族系企業の人気増加、さらには公務員志望が激増している点が指摘された。こうした意識の変化とともに、中国大学生の就職事情には、学生急増、学校間格差を基底に、需給ミスマッチによる就職難があって、さらにはそこに「就職の壁」として、「即戦力(が求められることによる就職)の壁」、「高年齢の壁」、「戸籍の壁」、「性(女性の容姿を重視するという点で)の壁」が大きく立ちふさがっている現状が紹介された。

派遣切り、内定取り消し等々、厳しい就職事情を抱えるわが国の現状と照らし合わせながら、有意義な議論が展開された。

記：専修大学文学部・大矢根淳

2009年1月17日（土） 定例研究会報告

社研「特別研究助成《東アジア市民社会形成と人権・平和・共生》」との共催

テーマ： 「市民法学における《市民社会》論の意義」

報告者： 篠原敏雄 国士館大学法学教授

コメンテーター： 内藤光博 所員、高橋誠 所外研究員

時間： 13：30～18：00

場所： 神田校舎 774 教室

参加人数：6名

報告内容概略：

篠原氏の報告は、ヘーゲル『法＝権利の哲学』を基礎理論とし、現代社会の市民社会問題を念頭においた、壮大かつ精緻な報告であった。参加者一同深い感銘を受けた。特に、「市民法を実質化する目的で」、社会法が登場したとの篠原氏の指摘は、産業革命過程から登場する社会法を社会主義への第一歩と捉える伝統的な理解を対象化する視点を与えたと思われる。1989年以後の歴史の現段階で、市民法と社会法の間関係を再考する必要があるだろうか。

記：専修大学経済学部・内田 弘

〈編集後記〉

本号では、堀江洋文先生のスペイン異端審問制度についての論考をお届けいたします。ここ生田キャンパスでは社研とはお隣となる人文研での先生のご活躍をいつも拝見しておりますが、こうして先生のご研究が学内研究機関横断的に実に有意義に展開されている様は、とても刺激になるとともに、研究の企画・実行のお手本として学ばせていただいているところです。また、堀江先生は精力的に海外に出かけられて、海外の諸大学・研究機関との関わりも厚く、今年度はこれからスイスの宗教改革についての調査研究に向かわれると聞いております。さらなる論考を楽しみにしております。

また本号では巻末に、最近の定例研究会報告を掲載いたしました。お目とおしくくださいませ。

(J)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 内田 弘

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
